

## 令和5年第4回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年12月6日(水曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 秦野 仁美	2番 宮坂 幸夫	3番 小野沢常裕
4番 今井 健児	5番 芝間 教男	6番 中村 茂弘
7番 村松 浩喜	8番 森澤 文王	9番 村田 桂子
10番 榎本 真弓	11番 今井 英昭	12番 今井 清

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 羽場雅敏	建設環境課長 篠原英男	
産業振興課長 市川 偉	会計管理者 羽場厚子	
たてしな保育園長 山口恵理	庶務係長 田口 仁	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井一行	書記 伊藤百合子
-------------	----------

散会 午後4時26分

議長（今井 清君） おはようございます。これから本日12月6日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影及び生中継、広報たてしなの取材撮影と信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可しております。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長（今井 清君） 日程第1 一般質問を行います。

本定例会には、10人の議員から一般質問の通告がなされています。

本日は、通告順5番まで行います。

質問は、通告順に一問一答方式で行いますが、議員各位及び町当局は実質的な審議を尽くされますよう、お願いいたします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内です。

それでは、順番に発言を許可します。

初めに、通告順1番、**3番、小野沢常裕君**の発言を許します。

件名は **1. 立科町と農事組合法人蓼科農ん喜村との協定について**です。

質問席から願います。

〈3番 小野沢常裕君 登壇〉

**3番（小野沢常裕君）** 3番。菜ないろ畑が店を閉じるそうです。農村の直売所という雰囲気があって、私も利用していたのに残念です。340名の出資者の中には高齢者も多数いるのですが、生きがいにしていた場がなくなってしまう。

立科町は小さな町ですから皆で助け合ってやっていかなければならないはずですが、何か弱肉強食の世界を見ているようで悲しくなります。その一方で、道の駅はこれから1億1,000万もかけて改修に入ります。

町長に伺います。道の駅は町にとってどのような存在なんでしょうか。また、里の町民にとってはどのような存在と考えていらっしゃいますか。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） おはようございます。それでは、小野沢議員の質問にお答えをさせていただきます。

29年の長きにわたりまして町の農業振興に寄与してまいりました菜ないろ畑が生産

者及び出荷量の減少により、ここ数年赤字が続き、この28日をもちまして閉店することとは私としても非常に残念に感じております。

近隣市町村の農産物直売所の先駆けとして開店し、関係者の皆様には立科町都市農村交流施設の農産物加工・直売・食材供給施設建設の際も多くのご意見を頂き参考とさせていただいたことを思い出します。

近年は、佐久市のヘルシーテラス佐久南や長和町のマルメロの駅ながとなど、道の駅を兼ねた大規模な農産物直売所が地域の活性化拠点として整備をされ、多くの利用者でにぎわいを見せております。

私は、道の駅「女神の里たてしな」も当町の活性化における中心的拠点であり、都市住民との交流も深めることもできる憩いの場でもあると認識をしておりますので、今後も町民にとって必要な施設であると考えております。

以上です。

議長（今井 清君） 3番、小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） どちらにとっても大切な施設ということですよ。

町長にお伺いします。立科町都市農村交流施設と道の駅「女神の里たてしな」で指定管理としている施設はどこですか。具体的に教えてください。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

指定管理をしている施設は、立科町都市農村交流施設の農産物加工・直売・食材供給施設と駐車場、道の駅施設の情報提供施設と公衆トイレとなります。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 関連の質問ですが、農産物加工・直売・食料供給施設はいわゆる本体ですよ。その本体は、道の駅「女神の里たてしな」の施設。それでよろしいんですか。私はそういうふうに思っていますが、どうなんでしょうか。お伺いします。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

いわゆる、当時、この都市農村交流施設が先に開設をしております。そこに道の駅ができ、現在のところはあくまでも道の駅「女神の里たてしな」といわゆる交流施設、これが一体となって、現在も施設としてここに至っております。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 今の町長の答弁をお伺いすると、いわゆる本体のところは道の駅ではないというふうに捉えられるんですが、それでよろしいんでしょうか。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） はい、そのとおりです。——もう1回。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） もちろん施設そのものは違いますが、今、一体の指定管理施設として扱

っております。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） ちょっと私にはその違いがはっきりよく分からないんですが、一般町民は、道の駅「女神の里たてしな」といえば、あそこの野菜の直売所とか、レストランとか、あの本体を指しているんじゃないかというふうにみんな思っていると思うんですが、そこがちょっと違うということなんですね。

それでは、たしか道の駅にするために国交省へ届けを出していると思うんですが、その国交省へ出した届けの中にも、直売所は道の駅の施設としては入っていないんでしょうか。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

道の駅の申請につきましては、先ほど議員さんのおっしゃられました農産物加工・直売・食材供給施設も含まれております。しかしながら、先ほど町長のほうで申し上げました道の駅につきましては、あくまでも協定、条例上ですね、区分けをさせていただいております。立科町農村交流施設につきましては、農産物加工・直売・食材供給施設、道の駅につきましては、先ほど申しあげました情報提供施設と公衆トイレという扱いで定めをさせていただいております。

以上です。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） ちょっとよくまだ私は理解できないんですが、これを続けていると自分の持ち時間がなくなってしまうので、また次回、私も勉強して、もう一度質問し直したいと思っています。

次へ行きます。

基本協定第9条2項で、町が管理経費を支払うことになっていますが、管理経費についての条文は道の駅になる前の平成27年度の年度協定には入っていません。

産業振興課長に伺います。この管理経費を最初に締結した町長はどなたですか。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

管理経費の条文につきましては、基本協定書において締結をしております。

道の駅「女神の里たてしな」は平成29年12月にオープンしており、オープン当初は町が直営で管理をしておりました。令和3年度の指定管理の更新に合わせ管理経費の条項を基本協定に決めましたので、最初に締結をした町長は両角町長になります。

以上になります。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） そういうことなんですね。私は前の町長の米村さんだというふうに思っていました、両角町長なんですね。たしか米村さんは、7,000万もかけてトイレ

を造り道の駅にしましたが、両角町長は米村さんが敷いたレールの上をそのまま走っているということなんですね。

産業振興課長に伺います。昨年度はどれくらい管理経費を払ったのですか。それは何に使われた経費ですか。駅長手当や謝礼金も支払っているのですか。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

管理経費は、情報提供施設及び公衆トイレの電気・水道・下水道の光熱水費、トイレットペーパー、洗剤、清掃用具等の消耗品、365日1日2回の日常清掃、警備保障やワックスがけの委託料で、令和4年度は172万9,533円を支払いしております。このほかに駅長手当として年間24万円を支払いしております。

以上になります。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） ということは、外のトイレは町から金を出して管理しているというわけですね。

町長にお伺いします。指定管理者はトイレのおかげで道の駅になって収益を上げているのに、なぜ町が管理経費を支払わなければいけないのですか。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

いわゆる情報提供施設及び公衆トイレは、農産物加工・直売・食材供給施設と違いまして不特定多数の方が利用される公共施設になりますので、これは町の管理経費で支払いをしております。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 新しく造る直売所は別棟になります。指定管理者から、トイレと同じ別棟になるんだから管理経費も町で支払えと言われるかもしれません。

町長にお伺いしますが、新しく造る直売所の建物についても同じように管理経費を支払うのですか。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

今回改修を計画しております直売施設等の管理経費につきましては、あくまでも既存の農産物加工・直売・食材供給施設の改修となりますので、管理経費は全て指定管理者に負担をしていただくこととなります。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 支払わないということですよ。（（はい）の声あり）それをしっかり守っていただきたいと思います。

次に、第2駐車場について伺います。

令和元年に指定管理者から農地転用の申請が出され、令和2年5月に駐車場を造り

ました。ところが現在は地主と賃貸契約を結んでいるのは町長です。

産業振興課長に伺います。なぜ、このようになっているのか。その経緯を教えてください。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

第2駐車場の整備当初は、臨時駐車場としての整備であること、また、指定管理者には指定期間が定められており恒久的な転用ができないことから農事組合法人蓼科農ん喜村の一時転用で県の許可を頂いておりましたが、利用者の増加により町としても第2駐車場としての整備が必要であると判断いたしましたので、町が恒久転用し許可を頂きました。

以上になります。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 駐車場が足りなくなってきた、第2駐車場も必要になったので、町長が手を貸して駐車場を新たに造ったと、こういうことのようなんですが、あの第2駐車場は普段見ているとほとんど車は止まっていませんよね。何かイベントのあるときだけ、何か第2駐車場は使われているように見えます。ですから、今、産業振興課長が答弁された理由以外にも何か私はあるんじゃないかというふうに思っていますので、この第2駐車場についての質問は、また次回に質問したいというふうに思っております。

次に、指定管理納付金について産業振興課長に伺います。

現在、納付金は年度協定で売上高の0.5%になっています。この0.5%はいつから始まったのですか。また昨年度の納付金はどれくらいでしたか。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

指定管理者納付金の営業利益に対する一定割合は、立科町都市農村交流施設の指定管理が開始された平成23年から売上高の0.5%とされており、昨年度の納付金額は76万8,000円になります。

以上になります。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） トイレのために何百万円も管理経費を出しているのに納付金が76万では、町は全くの赤字ということですよ。

建設環境課長に伺います。町営住宅の家賃はいろいろあると思いますが、現在たくさん納めている人の家賃は年間どのくらいなのでしょう。

議長（今井 清君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

町営住宅の家賃については、固定されているもの、所得等の変動するものがございます。

ますが、一例といたしまして、所得等で変動する家賃の中で上位の方の家賃の概算額を申し上げますと月約11万円、年で約132万円となります。

以上になります。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 指定管理者はあれだけのたくさんの施設を使いながら、納付金は町営住宅1戸分の家賃にもならないとこういうことになるわけです。

産業振興課長に伺います。スキー場の指定管理者からの納付金は昨年度どれくらいでしたか。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

令和4年度の立科町索道事業特別会計歳入歳出決算書の指定管理者納付金は2,762万435円でございますが、スキー場指定管理者の納付金につきましては、営業収益に対する一定割合による納付金に加え、施設の賃貸料等も含まれております。

ご質問の営業収益の0.5%の納付金が159万2,000円、スキー場及び御泉水自然園の施設賃貸料1,000万円、敷地使用料800万円、その他町の立替払い分である圧雪車のリース料等で802万8,435円になります。

以上になります。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） スキー場からは、2,762万。先ほどの道の駅からは76万。あまりにも桁が違い過ぎます。課長が内訳も答弁してくれましたが、要するに使用料が全然道の駅のほうには入っていないということになるので、金額がこんなに大きく違ってしまふということだと思います。

町長に伺います。道の駅からは、なぜ、施設使用料や駐車場使用料を徴収しないのでしょうか。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 先ほどのご質問でも説明させていただきましたけれども、スキー場の指定管理者納付金につきましては、営業利益に対する一定割合に対する納付金に加え、申し上げたように施設の賃貸料及び敷地使用料の納付をいただいておりますので、納付金額の違いがございます。

これらにつきましては、道の駅側のほうのといえますか、農畜産物の加工・直売・食材供給施設につきまして考えますと、スキー場のリフトやゲレンデのような施設及び土地そのものを利用するということによりまして収益を上げることでできる施設ではなく、施設を利用して農産物を販売提供することによりまして収益を上げる施設となりますので、施設の使用料を徴収はしておりません。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 施設を使っているんですから、その使用料を請求するのは、私は当然

のことだろうというふうに思います。ですから、使用料を徴収するのか、あるいは、0.5%を引き上げるのか、少なくともどちらかをしないと世間の常識に合わない、私はそのように思いますが、来年度の年度協定で見直しを考えてはいないのでしょうか。町長お伺いします。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 来年度の指定管理者納付金につきましては、施設改修後の利用状況等を見ながら、指定管理者と協議をしてみたいというふうに現在考えております。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 指定管理者と協議をというお話でしたが、ぜひ使用料を少しでもいいから取るとか、0.5%を引き上げるとか、そういう方向で町長には頑張ってくださいというふうに思います。

徴収すべきものを徴収しないということになりますと、町長が町に損害を与えているということになりますから損害賠償請求の訴訟になる可能性があります。そうなっても大丈夫かどうか既に専門家に確認してあるかと思いますが、もしまだ専門家に確認してないということになりましたら、これで大丈夫なのかということをお早急にご確認しておいてください。

次へ行きます。町は毎年モニタリングを行い評価することになっています。現在公開されているモニタリングの結果には、創業以来初の株主配当を実施し出資者の意欲向上に努めたと高く評価するコメントがありますが、町長はこのコメントをどのように思いますか。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

創業以来、初めて出資者への配当を実施したということにより、生産者の生産意欲の向上が図られ農産物の確保につながる成果であったと認識はしております。年々利用者数も増加していることから多くの方々に利用される地域の活性化の場として、今後も継続して努力していきたいというふうに考えております。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） モニタリングの仕方などについて、これも、もう少しお聞きしたいことがありますので、また次回お伺いします。

いずれにしても今の状況は、町に管理経費を払わせて、その結果、もうけが出て配当していると、そういうことなのでしょうね。

さて、道の駅はもうじき改修工事に入りますが、現在使用している野菜売場やウッドデッキなどの撤去は協定に基づき指定管理者が費用を出して行うのだと思いますが、産業振興課長、いかがですか。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。



ウッドデッキにつきましては、基本協定に基づき指定管理者の負担により撤去いただきますが、直売スペースにつきましては、町の補助金を活用して整備した経過がございますので、施設の改修工事に含め町で撤去いたします。

以上になります。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 確認ですが、直売所を造ったのは町がお金を出して造ったと、こういうことでよろしいのでしょうか。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

全額町負担ということではございませんで、町が指定管理者に補助金を交付いたしまして、相互で負担し合い建設をいたしました。

以上になります。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） ということになりますと、町も支援金出して、指定管理者もお金を出して、双方が出して、あの建物を造ったと、こういうことなんですね。ということになると、撤去するときもその出資割合によって撤去費用を相手に請求するということではできないかと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

現在、改修につきまして、設計業務を進めておるところでございます。その中で基本的には全額、撤去につきましては町の負担でということで考えております。

以上になります。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） そのところを少し町としても頑張ってください、半分でもいいから指定管理者に出させるという方向で努力していただきたいというふうに思います。

次へ行きます。施設改修後の備品について産業振興課長に伺います。

改修した際、椅子やテーブル、陳列台などの備品は町が準備することになっていますが、その費用は予算化できているのでしょうか。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、施設改修後の椅子やテーブル、陳列台などの備品につきましては、町で購入いたします。設計のレイアウトに合わせ備品を決定する必要がございますので、来年度の施設の竣工に合わせ3月の補正予算で計上させていただきたいと考えております。

以上になります。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 女神湖センターにこの夏入れました椅子や机、それが大体550万ぐらいでした。ですから、こちらの道の駅の中に、椅子やテーブルや、その備品を買うためにどのくらいの額の予算が出てくるのか。これは3月にならないと分からないわけですけど、私としては550万、女神湖センター、それでは道の駅はどのくらい出てくるんだろう。ちょっと楽しみにしています。

次へ行きます。道の駅からの納付金が年に76万では多くの町民が納得しないと思います。

そこで町長に伺いますが、来年度の納付金は年度協定で売上高の1%にし、再来年度は3%にして、そして今の協定は令和8年3月31日までですので、令和8年度は5%にする指定管理者募集要項を作成し、指定管理者を全国から公募して選定したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

来年度以降の営業収益に対する一定割合のご提案でございますが、先ほどのご質問でも申し上げましたとおり、施設改修後の利用状況等を見ながら指定管理者と協議をしてみたいと考えております。

また、指定管理者の全国公募のご提案であります。生産者の方々が安心して農産物を提供いただくことのできる顔が見える方々に施設を運営していただくことが一番ではないかというふうに考えております。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 生産者にも顔が見える指定管理者のほうが安心だろうというお話です。それも確かにそのとおりなんです。町としては、もう少し何とかならないかということもあるかと思えます。

聞くところによると軽井沢にある発地市庭は、三重県か何かの指定管理者がやっております。相当に盛っているというような話も聞いておりますので、ぜひ、間口をもっと広げて公募をしていただきたいというふうに思っています。よろしくご検討ください。

さて、里の町民、里には立科町の人口の約9割ぐらいが暮らしているわけですが、その里の町民に道の駅のことを聞きますと多くの人が、「あんなの俺たちには関係ねえ。270人ほどの関係者だけがもうかって、俺たちには一銭も入ってこねえ」と言っています。町長は、道の駅は大事な施設と言っていますが、町民はそうは思っていない。

そこで昔のことわざだといいますか、風が吹くとおけ屋がもうかる、この方式で、道の駅と里の町民との関連を説明すると、道の駅が繁盛するとこれこれこういうわけで里の町民はもうかる。これはどういうふうに説明になるでしょうか。お伺いします。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

私は、町の顔とも言えるこの道の駅、もちろん交流施設もそうですが、このにぎわいをすると、にぎわうということは、町の知名度、私日頃言っておりますけど、町の知名度、魅力が向上して、訪れる関係人口の増加にもつながるといふふうに思っております。この関係人口が増加することによりまして、町全体の活性化につながるということです、ただ単にそこに持ち込んでいるいわゆる野菜等ですね、そういった関係の組合員の皆さんのみならず、町民全体の形の中で町の活性化につながる、寄与できるものというふうに考えております。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 町の活性化につながるということのようなんですが、そのような説明では、多分町民は納得しないんじゃないかというふうに思います。ですから、今の現状は、町民はとにかく「あんなところが幾ら繁盛したって」って、さめた目で見ているわけですから、いや、そうじゃないんだよということを町長は機会あるごとに町民の皆さんに説明をしなければいけないというふうに私は思っています。

ですから、こういう形で、例えば、税金が安くなるとか、あなたの懐に入るものはないけれども、こういう形で支援することができるんだよとか、具体的な話をぜひ説明をしていっていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

最後になりますが、道の駅にとって、里の町民の理解と協力は、これはもう絶対に必要だと思います。ですから、里の町民、少しでも納得させるためには、道の駅から納付金をたくさん取っていただいて、そして、それを町民に還元していくということをやっていただきたいというふうに思います。

ですから、町長には、指定管理者を絞れるだけ絞って、納付金をもうこれ以上取れないと、例えば先ほどの施設の使用料だとか、駐車場の使用料だとか、そういうことも考えていただいて納付金をもっと増やしていただきたいというふうに思っています。

今回予定していた質問はこれで終わりですが、今日質問できなかった分については、次回また質問させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

本日はこれで終わります。

議長（今井 清君） これで、3番、小野沢常裕君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時からです。休憩に入ります。

（午前10時47分 休憩）

（午前11時00分 再開）

議長（今井 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告順2番、**10番、榎本真弓君**の発言を許します。

件名は **1. 難聴児の早期発見・早期療育の現状は。**

## 2. シビックプライドの醸成の考えは。です。

質問席からお願いします。

〈10番 榎本 真弓君 登壇〉

10番（榎本真弓君） 10番、榎本です。よろしく申し上げます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は2点行いますが、まず最初に、難聴児の早期発見・早期療育の現状はの質問を行います。

先天性難聴児の出生数は1,000人当たり1人から2人とされておりまして、この数字を見る限りすごく少ないというふうに思われるかもしれませんが、2021年の国の出生数で申し上げますと、当時は2021年、81万1,622人でしたので、この割合で行いますと、1,700人という難聴児の発見となります。これは決して低い数値ではないと思えます。

早期に発見し、適切な支援を受けることで、自立した生活を送るために必要な言語、コミュニケーション能力が獲得できるようになります。そのため、生後1か月までの新生児聴覚検査、3か月までの精密検査、6か月までの療育が必要となります。

立科町では、令和2年より新生児聴覚検査費用の助成を1回当たり5,000円とし、再検査を含み助成回数は2回行っています。ただし、2021年に始まった新生児聴覚検査は義務ではなく、新生児聴覚スクリーニングを行うには保護者の同意が必要であります。

検査の必要性、保護者への周知の仕方、立科町の検査現状を伺います。お願いします。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、新生児聴覚スクリーニングの必要性について申し上げますと、赤ちゃんの聴力は、妊娠28週頃から聞こえ始めますが、先天性難聴の赤ちゃんは、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、1,000人に1人から2人というふうに言われております。従来、赤ちゃんの難聴は発見しにくく、2歳、3歳になっても話し出さないことで発見されることが多かったようであります。ゼロ歳から3歳までの聞こえが言葉の発達に大切であるために、2002年頃から新生児聴覚スクリーニングが実施されるようになったとのことであります。早期に発見、早期に治療を行うことで、言葉の発達の遅れを防ぐことが期待できます。

次に、保護者の関係ですが、保護者への周知の方法ですけれども、妊娠届をされる

際に検査のご案内と同時に受検票をお渡ししておりますので、対象となる方には認知されていると承知をしておるところでございます。

次に、当町の検査の現状についてですけれども、令和2年4月からの助成事業実施以降対象となった方は107名、対象の方全てが受検されております。再検査となった方もいらっしゃいましたけれども、現在のところ補聴器などの必要の方はいらっしゃらないということでございます。

以上であります。

**議長（今井 清君）** 榎本真弓君。

**10番（榎本真弓君）** 町長の答弁を伺ってちょっと安心をいたしました。立科町では、再検査はあったものの、現状では健康な状態であるということを受け止めました。

この新生児難聴検査というのは、やはり任意、要は義務ではないということだけはやはり認識をしておいていただきたいと思います。

長野県の新生児聴覚検査基準連合会においては、新生児聴覚検査ハンドブックの中で、市町村の役割も記載をされています。出産という気力・体力、その大仕事を終えた後の検査において、やはり検査を行ったとき、その通知が届いた場合、再検査の通知はどれほど精神的に負担になるか、これは男性の方以上に、またその出産の母親に対するサポートは、本当に家族として、またそれを周りで支える人たちの重荷、またいろんな精神的なサポートはとっても重要なことになってきます。

その再検査を受けなければいけないということ、今現状では再検査のところでは、そういった事例はないという報告でありますけれども、やはりその体制は整えておくべきではないかと私は思います。乳児そのものも、乳児も大切に扱わなければいけない、また、いろんな聴覚検査の結果で療育につながっていくわけですけど、それは全て同時進行で支援をしていくものと私は考えております。

次の質問で、検査が必要とされた乳児の把握、その家族へのサポートはということ  
で次の質問をしておりますが、このあたりは町民課長からの答弁でお願いいたします。

**議長（今井 清君）** 荻原町民課長。

**町民課長（荻原義行君）** お答えいたします。

検査の結果につきまして、再検査が必要となった場合には、お子さんの成長に対する不安などを持たれる保護者の方もいらっしゃいますので、保護者の方に寄り添う支援を心がけ、対応をしております。

また、乳幼児健診や相談の機会を通じて、受診の確認、発達の状況の確認を行うとともに、全般的な保護者のご相談にも応じております。

以上です。

**議長（今井 清君）** 榎本真弓君。

**10番（榎本真弓君）** 今、町民課長から答弁いただきましたが、ここが認識違うところで、寄り添うというのは、町民課長としての寄り添うという表現はどういう形なのか、現

状、直接その家族の、またそれをやってサポートしていくわけですが、そこら辺は常に意識を高めて、何が寄り添うのか、どうすることが寄り添っているという表現になるのか、ちょっとその辺り、もう一度課長のほうから答弁を頂きたいと思いません。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） 近しい言葉で申し上げますと、親身になってということかというふうに考えております。

以上です。

議長（今井 清君） 榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） 当事者意識、これから先、こども真ん中社会、周りにはみんな大人ですが、やはりそこにそぐっている家族が一番の重労働また精神的な負担があるわけで、相手の気持ちを自分にどう置き換えて考えるかという、まさしく今課長が言われた親身になってというのは、すごく適切な言葉かとは思いますが。立科町では107名の方がこの検査を受けられて、その再検査も異常がないということになってきます。これから先も、出産という大変な大仕事を終えることをまさしく親身になってサポートしていただく環境は、常に整えておいていただきたいと思えます。

次ですが、2番目に里帰り出産への検査費について伺うところであります。

現実、その事業実施要項第3条の5に、里帰り出産へのことが書かれておりますが、これに対してどのように検査費用助成が行われるのか、説明をお願いいたします。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えをいたします。

検査費助成制度の対象は、町内に住所を有する新生児の保護者となっておりますので、住所がない場合は、当町では助成金の対象外となります。その場合は、ご本人から住所地へ助成金制度の有無などについてお問合せをいただくように助言をしております。

なお、そのほか相談ごと全般について住所地市区町村から当町へ依頼があった場合には、当町でご相談に応じております。

以上です。

議長（今井 清君） 榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） 再度ちょっと確認をいたします。それは、里帰り出産をされるというのは、町に今こうやって里帰りして出産をするんだということは届けがあるんでしょうか。その方と面識というか、つながり、コミュニケーションが取れる環境になっているかどうか、確認をいたします。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） そうした場合に、住所地のある市区町村から、例えば当町にこのような妊婦さんがそちらで出産を予定されているので、その様子について、様々な対応

をしてくださいというのが文書で参ります。そうした方についてはこちらで対応すると、またその逆もあり得るところでございます。

以上です。

議長（今井 清君） 榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） 確認をします。里帰り出産というのは、自治体のほうでそういう連携が取られているということになるわけでしょうか。答弁をお願いします。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

出産に限ってかどうかというのは、はっきり今承知をしておりませんが、そういう出産前後、妊娠をされて、出産前後のことで、住所が例えば他の市区町村にあるまま、いわゆる里帰りというような形で、当町でそういった時期を過ごされると、あるいは出産をなさると、そういうことに関しては、そういった所属の自治体で、書面にその様子の経過及び対応等を依頼をするということが行われております。

以上です。

議長（今井 清君） 榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） この里帰り出産というのは、ご本人が親元に戻ってきて、また保護者というか、親のほうも初孫とか、また小さなこれから新しい生命が誕生することみんながお祝いの関係、本当にお祝いをしたいという状態の中でのサポートですけれども、子供たち、保護者がこの聴覚検査のことを知っていなければ、当然出産をした後の聴覚検査をやるということが、これ、義務ではないので、保護者が同意をして検査を受けたいということになってきますので、よくよく市町村を越えた場合に至っても、里の保護者というより、親、おじいさん、おばあさんがそのことを知っていたほうが私はよろしいと思います。ご本人が住所を別のところに置いておいて帰ってくる、これで里帰り出産って大体そういうものだとは私は受け止めています。住所まで移してこっちでお産をして、またお産が終わった後また住所を戻すなんてことはまずない。基本は出産をするためにこちらに、立科に戻ってきて、終わった後1か月2か月した後に戻る。これが世間一般の里帰り出産だと私は思っておりますので、やはりそこで情報が、町からの発信をしていなければ、戻ってきた家庭のほうでこういう聴覚検査があるよと、また補助金もあるよということを知らせておいたほうが、里帰りしたときの親にもそういった助言をできるんじゃないかと思います。なので、全町民がやはりこういったことを、検査がある、また、その検査を早く行えばいろんな支援がありますよということをみんなが知っているということが、一番よろしいのではないのでしょうか。

次の質問を行います。全新生児が検査を受けられるよう検査費の公費負担の考えはということで、3番目に提出をしておりますが、先ほど申し上げるように、親の同意があつて任意での聴覚検査になりますので、これ、5,000円だけでよりも、皆さんが

受けられるように全額負担というのがよろしくないかと思いますが、それは町民課長で答弁よろしいですか。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えをいたします。

当方で調べたところによりますと、近隣の医療機関で検査を受けた場合の費用は3,000円から6,000円程度ということでございます。当町の助成金額の上限が5,000円ということですので、費用面で検査を受けやすい環境はひとまず整えているというふうに考えております。

以上です。

議長（今井 清君） 榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） 近隣という、これは長野県の近隣、立科の近隣ではありますけれども、5,000円で全ての検査が無料の範囲の中にとどまっているということで5,000円という数字、金額にしたわけではないと思うんですけど、結果的にその5,000円という金額でみだっているということになるわけですか。再検査のことまではここには含まれていきますか、いませんか。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えをいたします。

このような制度につきましては、県下でも実施をしているところのほうが割合的には多い状況でございますが、内容とすれば、まちまちでございまして、初回検査のみ助成をするというところもありますし、また再検査も含めて2回の助成をするというところもありまして、当町は後者の再検査は別に2回まで、助成1回当たりの検査が5,000円と、そのようなことになっております。

ということで、この金額もまちまち、それぞれの自治体で設定をされてございまして、先ほども申し上げましたように、5,000円という金額は相応なところではないかなということ考えているところでございます。

以上です。

議長（今井 清君） 榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） 立科町の要綱のほうには1回当たり5,000円、ただし検査の助成が満たないときは検査料の額なので、先ほど3,000円というところの範囲の中に入る。対象児1人に対して1回、ただし初回検査において再検査となった場合においては2回とする。2回検査を受けることで、ここが基本こども真ん中社会であるならば、金額においてどうのこうのではなく、そういった不安を与えないで、きちんと再検査が寄り添って考えるサポートするものであるなら、費用のことはもう全く心配ないという感覚にするのが、私はよろしいのではないかと思います。

それ以外の精神的な負担が非常に大きい状況の中で、初回検査だけが終わりで再検査となった場合においてはやってやらないで、要するに増減しないという、もう安心し



て、検査を受けるだけでいいというふうに、ここは本当に要綱、これから先十分検討していただきたいのは、そういう金額ではないと私は感じているので、十分考えていただきたいと思います。

それで、この全額、再検査に至っても全額公費を行ったとしても、結果的にこれ長期的に見ますと、早期発見を行うことで、その後の教育費また福祉に係る費用を抑えることが、もう本当に効果のほうが大きいです。公費での支出の価値は、私は、これはもう絶対的だと思います。

ですので、金額は再検査も含みどうするかということをも十分検討して、検査を受けるその精神的な負担だけでもサポートしていくというふうに保護者にはなってもらったほうが、私はより立科町の助成に関しては効果的だと考えております。十分ご検討ください。

それで、次は4番目です。軽度・中難度の難聴児補聴器、その購入助成事業の考えはということで4番目に出しております。

全国難聴児を持つ親の会では、難聴児の早期発見・早期療育のために自治体に求めることを発表しております。新生児の聴覚検査の向上、丁寧な早期療育を行うための要望、保護者が必要とする情報の提供の支援など、地域格差の是正は全国どこにいても、聴力や年齢、装用器具に違いがあっても除外をされず、一律に助成が受けられる環境整備を求めています。

問題の要望としては、まず、幼稚園・保育園の受入れ拒否で、2番目に小中学校での合理的配慮、例えば授業内容の文字化などに、成長するにつれて支援はどんどん減少していきます。軽度・中難度難聴児補聴器購入の助成事業の考えについて、町民課長に答弁を求めます。

**議長（今井 清君）** 荻原町民課長。

**町民課長（荻原義行君）** お答えをいたします。

まず、再検査となった場合のサポートにつきまして申し上げますと、検査を受けた医療機関などにご相談をいただくことになろうかと思えます。また、最初の検査をご案内する段階で、リーフレットなどによりお知らせをしておりますが、長野県難聴児支援センターという相談機関がありますので、そちらにご相談をされているケースもあろうかというふうに思われます。それ以外にも相談全般について町でも承っております。

さて、ご質問の件について、難聴の程度が一定程度以上の身体障がい者に該当された場合は、補装具支給制度というものがありますが、同制度の対象外となっている軽度・中等度難聴児の補聴器購入助成制度が当町にはございます。平成25年4月に施行されておりますが、内容は購入または修理した補聴器の種類に応じた基準額もしくは実際の購入額のいずれか低い額の3分の2以内となっており、計算上助成最高額はおよそ9万円ということになっております。これまで助成の実績は、施行以後通算で購

入と修理を合わせて5件です。

なお、検査費用の助成を開始した令和2年度以降、検査結果の内容を確認しますと、新規に補聴器入助成制度の対象となる方はいらっしゃいませんでした。

以上です。

議長（今井 清君） 榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） 平成25年で、約、最高額が9万円という助成制度はあるということで、それは後から再検査になったときに、寄り添ったときにそういう話をしていくということによろしいですか。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） 多くの場合には、そのような検査結果の場合に、医療機関でご紹介があるということで申し込まれるというケースが多いというふうに聞いております。

以上です。

議長（今井 清君） 榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） お産という大変な大仕事を終わって、いろいろな不安もある中での出来事になります。先ほど、本当、町民課長は寄り添って、また親身になっていろいろサポートしてくださるという言葉も頂いておりますので、里帰りですて立科でお産をしたいと思う方も含めて、立科町民のためにこれからもしっかりと難聴児に限らず、いろいろな出産に対するものには寄り添っていただきたいと心より思います、願います。

やはりこれから先子供たちが、出生数が少ない中で、万全の体制を整えていますよということが立科町の売りというか、立科町でお産をするとこんなに手厚く環境を整えてますよということが、とても私はありがたい、また、それが魅力の発信になるんじゃないかと思っておりますので、十分これからも取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、次の2番目の質問を行います。シビックプライドの醸成の考えはということですか。

シビックプライドという言葉、皆さん、初めてでしょうか。私は本当に最近知ったばかりで、とてもこの言葉に出会ったことで、すごくうれしくなりました。立科町をいかに表に、また、いかにここはいいところなんだよということ、みんな自分、町民の皆さんは思っています。思っているんですけど、なかなかそれを上手に外に表すことができない。シビックプライドというそのものの言葉に出会ったことで、私は本当にこれが全部だと思えました。

たまたま近隣の自治体の市長たちとお話をしているときにその言葉を、提案を、私はこの言葉を知ったということをお願いしたら、もう既に、ずっと前からそのシビックプライドという観念をご自分の政策の中に着実に広げているということも聞きました。

シビックプライドというのは、担当課はきちんと調べてあるかと思いますが、地域への誇りと愛着、単純にこれだけのことです。自分たちの住む町をよりいいものにし

ていこう、誇れるものにしていこうという思い、郷土愛にも似ていますが、ちょっとニュアンスが違います。自分自身が地域の構成員であると自覚をし、さらによい場所にしていこうとする個人個人の意思がそこには含まれています。町に対する誇り、愛着、共感だけでなく、自ら関わっていこうとする気持ち、当事者意識が大変強い、誰かが何かをやってくれるのではなく、自分は何ができるか、何をやるか、全て町民が主役となります。

町長へ伺います。まちづくりに欠かせないシビックプライドの認識、必要性、その醸成についての考えを答弁お願いいたします。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、お答えをさせていただきます。

シビックプライドの認識、必要性、その醸成の考えについて、まずお答えをさせていただきます。

シビックプライドの「シビック」は、先ほど議員のほうからも話がありましたけれども、都市のあるいは市民のと訳されております。これは、単純に訳せばそういうことですが、権利と義務を持って活動する主体として、市民性、私どもでいえば町民性というふうになるかと思いますが、意味であります。「プライド」は当然プライドです。誇り、自尊心、自負心を表します。土地に対する市民あるいは町民の誇りという概念の下に、自分自身が関わって地域をよりよくしていこうとする当事者意識に基づく自負心を示していると認識をしております。

また、必要性については、シビックプライドが高まれば、地域への、先ほど議員もお話がありました、愛着が深まることで定住意識の高まりにもなりますし、転出抑制にもつながる、また移住者を引き寄せる、そういった効果も期待できるのではないかなというふうに思います。

さらに醸成することで、住民同士が協力しながらまちづくりを行い、地域のイベントや文化活動等を主催するなど、活気ある住みやすい地域が形成できて、犯罪の抑制にもつながると言われております。

シビックプライドという言葉はなじみの薄い言葉でございますが、このことを調べますと、立科町においても昭和55年に制定をされた立科町町民憲章や、これまで進めてきた協働のまちづくり、がんばる地域応援事業等も、考え方にも通じておりますし、既に進めているということでもあるかというふうに思います。

これが高まり、意識の醸成が進むことによって、まちづくりにとって大変このシビックプライドということは有意義なものであるというふうに認識をしております。

議長（今井 清君） 榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） 共通の認識で、ちょっと安心をしました。シビックプライドという言

葉だけが独り歩きするよりも、やはり腹を割ってどういう考え方が、要は考え方を共有するということがまずスタートになります。これが違っているとどんどんずれていきます。これ、担当は企画課長が答弁というふうに私は思っていましたけれど、今回は町長、副町長に本当に集中してお尋ねをしたいところでもあります。

立科町は大変いいところ、そしてまた、とてもいいことをやっている。ただし、それは町のほうとしては、ずっと私もツイッターを町が発信しているのは拝見しています。それで、いいねをやったりしていますけれども、全てが発信なんです。発信は、大変重要です。その重要な発信を、近隣自治体の首長たちはそれぞれご自分のツイッター、フェイスブック、インスタ、いろんな形でされています。これは、私ども議会で町民懇談会をやったときに、その発信がないんじゃないかというご指摘もありました。

その中で、最初の質問です。町長、副町長がSNSとして私は書いておりません。発信はどのように行うのか、その考えを伺います。

**議長（今井 清君）** 両角町長。

**町長（両角正芳君）** 町からの情報発信、これは大変重要だというふうに考えておりますし、認識もしております。私は、首長の発言には大変重みがあるというふうに日頃から捉えておりますけれども、短い文章によって伝えることは微妙なニュアンスが伝わりにくく、場合によっては誤解を招くということもあるかというふうに思います。私自身、気づいたことや発信すべきという思いのことがあれば、当然町の公式ホームページあるいは公式SNSで町として発信していく、そのことはイコール私の首長としての発信であるというふうにも考えております。

そして、先ほど近隣市との関係もありましたけど、その関係はちょっとあれです。

**議長（今井 清君）** 小平副町長。

**副町長（小平春幸君）** それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

先ほど議員さんの中でも、近隣市町村長が発信をしているということがありますが、近隣の市町村では、市長、村長がSNSで発信しているケースはございますが、副市長・村長となると県内では事例が少ないのではないかなというふうに思っています。

発信していくとなれば、町長は、先ほど言いましたように、町の公式ホームページや公式のSNSで町として発信をしていく意向というふうにお聞きしておりますので、私も同様にしていきたいというふうに考えております。

**議長（今井 清君）** 榎本真弓君。

**10番（榎本真弓君）** トップセールスです、発信は。ですので、その中身まで本当に個人個人の考えをそこに載せることは、当然国会議員なんかはされていますので、非常に大きなバッジングもあったり、また、お互いがブロックもしたりとかいろいろありますけれども、私の求めるものは、今、要は学校教育の中でもいろんなICT教育が先行している中で、本当に自分のことを、例えば議員になったからもう正直やらなければ

いけないということで、いろんなものをまずチャレンジはしています。やれるかやれないか、また自分にとってそれが有益かどうかは分かりませんが、まず相手の身になってやってみようって、それをやって苦労があったことで、どういうふうにしていかなきゃいけないか分かりますので、失敗しても私はやらなきゃ、やってみてはじめてその価値観とか必要性が分かるのではないかなと思っています。

町長の発信のその中身が、そんなに深くご自分のお考えとかを書かずとも、先だっても人権学習で大変私は感銘を受けました。人権学習でこういう方が来ていますよというような事実だけでも発信をしていくと、私が行う媒体であっても、町長や副町長がされる媒体もまた関係者が違いますよね。大きくそこは広がっていくわけですので、立科町でこんなことをやっているんだって、人権学習だってもう46回も続いているんだって、これをやることによって、どれだけ皆さんが気づきをもらって、またそのとき帰って、またいろんな町民の気質がそこで刺激をされて、また振り返る機会を与えられる。この46回続いた人権学習を町として発信をするだけです。私は、そういう簡単な感覚で、まずはチャレンジしていただきたいと思っております。やってみないと難しいかどうか分からないし、また、やるのがどうなのかという判断も分からないじゃないですか。基本、教えてくれる職員はたくさんいますので、そこら辺りはぜひまた検討していただきたい。

それで、自分は山から降りてくるときに、30分車に乗って、自分が運転しなければ駄目ですけども、町長、副町長は必ず運転者、ドライバーがいます。その間、乗った瞬間にやれば、本当にものの1分、2分でできる内容にもなります。これだけ広いところで、そんなに文章をどうしようか、ああしようかなんて考える必要はなく、今あること、これから自分たち、帰りの車の中でも、こういうことをやった、町はこうだったって、ただあったことをそのまま伝えるだけで、私はトップセールスになるんじゃないかと思っています。

2番目の質問です。シビックプライドは、町長・副町長・職員で共有をできているか、これに対して副町長に答弁を求めます。

**議長（今井 清君）** 小平副町長。

**副町長（小平春幸君）** シビックプライドという言葉ですけども、先ほど来町長が答弁申し上げましたように、町長とは共有はしておるといふふうに考えておりますが、なじみの薄い言葉でもありますので、現段階では言葉としてのシビックプライドというものについては、職員と十分に共有ができているとは思っておりません。

しかしながら、協働のまちづくりなどに考え方が通じており、協働のまちづくりについては既に職員と共有が図られているというふうに思っております。

また、職員の中にはこの町に魅力を感じ、仕事に誇りを、やりがいを持っておりますので、主体的に業務に当たる者も中にはおられます。私たちの思いを積極的に職員へ伝えまして、加えて、人材育成などを通して、職員とシビックプライドが共有でき

るように今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（今井 清君） 榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） 行政はチームだと思います。町長を中心にして副町長がそのサポートをし、職員は行政の仕事として町民の住民福祉の向上に努めるという地方自治法の職責が一番根幹だと思いますので、どうやったら、みんなというか、それぞれの持ち場で住民福祉の向上ができるかということを真剣に考える。考えているけれども、もう一步深くそこに自分が当事者意識になってやるというのが重要だと私は思っています。

町長、副町長の考えを十分コミュニケーション取っていただいて共有できていないと、先ほど申し上げたように、軸が違っているとちょっと話がずれてくるんです。これは、本当にシビックプライドという言葉が独り歩きするのではなくって、まとめればこうだということであるので、本当に普段のコミュニケーションがすごく大事だと思います。ずれないように、本当にお互いがそれを確認し合う。だけど、これが醸成ということで、町民とまたどうやってやっていこうかというときには、もう発信しかないと思います。町はこういうものを行っています、町はこうやって皆さんのことを真剣に、また、町に移住していただいたら、こんなにいいことがありますよということは、もうただただ発信をして知らせていくしかないかと思えます。

次は、町長にご質問します。企業誘致・移住地など、最終選定に残るために職員の熱意は関係するかという質問であります。これに対して答弁をお願いいたします。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 質問に対してお答えをさせていただきます。

職員の熱意は、企業誘致・移住地に限らず、相手がいる交渉、折衝、協議、説明など、対話をする中で職員の熱意、思い等が関係しまして、両者が合意に至るかどうかを左右することもあるというふうに捉えております。

私も、決裁時や月初めの朝礼、実施計画のヒアリング、あるいは予算編成会議など様々な機会を捉えて、職員に私の思いをこれまでも伝えてきましたが、シビックプライドを踏まえ、さらに自分の思いをこれからも伝えていきたいというふうに考えております。

議長（今井 清君） 榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） これは、自分のことでちょっと例えて申し上げたほうが分かるかなと思って申し上げますが、私ども観光事業者は、私は38年しかたっておりませんが、当時はSNSとか、そういった携帯もない時代でしたので、紙媒体、旅行雑誌が観光誘致のための資料でした。それが、それぞれの本屋さんにあるぶとかじゃらんとかいろいろなもの売っていて、それを見てお客様はどこに行こうかってやる。決めたときに、宿にそれぞれ電話をします。当時は、まだ楽天じゃらんはありませんでしたので、直接の電話あったんでしょうか。私は、うちはちょっと活用してなかったんで、直接電話で電話が入ってきます。その電話は、私たちの、私の要するに内面がその声に現

れます。お客様と対話をする中で、声しか相手をこっちに来てくださいというふうな響きにならないんです。顔は見えませんし、幾らどういう思いだって、そういう余計なことはしゃべることはできないので、どう集客に結びつけるかというのはもう電話一本、そして、電話の声で相手に自分たちの受入れの思いを声だけで伝えるような感覚です。私は、そういう経験を自分の中でしてきたので、シビックプライドというこの言葉に出会ったときに、すごく胸に落ちました。

ですので、職員の皆様、また立科町の事業者、皆さん、多分これ、逆に観光をやっている人たちのほうがすごく胸に落ちるかとは私は思います。電話一本が相手にどう伝わるか、それでどうやって立科町で誘致をして、結果的にここで決めてもらえるか。それは、職員の皆様たちの動き、声、そして時間的な時間軸、行政ってすごくのんびりしているんです。はっきり申し上げて、スピード感がないんです。これ、スピード感は一般企業なら、とてもあり得ないことです。だらだらと仕事をして、だらだらと答えを出していたら、その間に相手方は他へ移っていきます。

ですので、シビックプライドを根幹に企業誘致をするときは、絶対にこの企業をこっちへ引っ張りたいという熱い決意というものが胸になれば、何を自分が次やったらいいかというのは、知恵が湧いてこないんです。本当にこれを逃したらというぐらい、そこまでは言いませんけれども、やはりその熱意が相手に伝わる。職員の熱意が相手を動かして、ここで起業をしていこうかとか、ここへ移住していこうか。これ、ただ単純に私が言葉で言っているのではなくて、ぜひ調べてください。近隣自治体で効果的に、そのために企業が何件も来ているところはあります。私は、声っていうのはすごく大事なことで、私たちの世界の中では、今は本当にいろんな発信方法がありますので、それは大いに活用していき、電話一本での声の響きが相手に伝わるっていうことをよくよく肝に銘じていただきたい。そうすれば、ここは副町長が当然、職員の指導、いろいろな監督をされている立場でありますので、副町長のほうに、職員にそういった思いを共有していただければありがたいと思います。

すごくシビックプライドって観念論みたいに聞こえるんですけど、もう観念論で次何をしたらいいかというのは、またこれは違う話ですけど、もともとの立科町をよくしていこうという皆様の熱い思いはあるわけですので、その思いがどうして相手に、どうやったら伝わるかということは、本当に、言葉はシビックプライドです。ぜひぜひ胸に落とさせていただきたいと思います。

自治体で実際に振興計画とかにのせているところで、それをベースにやっているところは、着実に移住・定住も増えているし、継続して住むということも行われているわけですから、結果は出るわけですので、考えていただきたいと思います。

4番目です。まちづくりは全町民が核になります。シビックプライドの醸成のために、町長・副町長の姿勢はどうあるべきかということで、これはもう一度お二人の考えを私は伺いたいと思います。





こういう町だということが表に出ています。それを見たときに、私は本当に、ああ残念だなんて、がっかりだなんて、イメージがもうそこだけで固まってしまうので、すごく怖い。今は、逆にSNSが非常にスピードがある、広がるということなので、ここは熱意のほうで、そこは、私はカバーしたいなと感じています。

まちづくりは、全町民が核になります。シビックプライドの醸成のために、先ほどの町長・副町長の姿勢はどうあるべきかということ伺いました。町長は、事前に研修を受けられたことがあると聞いているんですけど、受けられてどのように考えられたか、ご感想を伺ってよろしいですか。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 研修を受けて私が一番思ったのは、やはり何と言っても私の首長という立場、この立場の者がしっかりと発信していく。それから、その発信の仕方も、町民だけでなく外への発信が重要でもあるというふうに思いますので、その辺については非常に参考にもなりましたし、これからもそうした外の発信、そして、町民の皆様が共有していただける発信、この両方かなというふうに思っております。

議長（今井 清君） 榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） では、質問でまとめていきます。SNSは、いろんなバッシングもあるかもしれない。だけど、内容を本当に考えて、そんなに重いものを私はやる必要はないと思っています。ですので、申し上げているように、立科町で今こんなことがあると、自分はここへ出席をしているんだということを、ただ外へ出すだけで町が何をやっているかというのは見られるかと思えます。

本当に、私どもの時代の40年前からと違って、今はいろんなツールというものがあって、もうやらざるを得ない環境ではないかと思えます。町が当然発信をしているものは、それはそれ。ですが、そこへ出席をしている町長、副町長、副町長は十分検討されるということですが、私はトップセールスとして、町長はぜひチャレンジをしていただきたいと思えます。

私ができるんだから、全然難しいことはないです。言葉をどうするかをすごく悩むので、普段の中にそれが慣れという形になるまでやっていただければありがたいなと思えます。逆に楽しいです。反応もあります。悪い反応ばかりを思うんじゃないくて、いい反応もあります。また、見ている人にまたそれが伝わる。普段の生活の中でその醸成ということであるなら、もう発信しかないかと思えます。

まとめます。シビックプライドは、生まれ育った地域に限らず、自分が思いを寄せる特定の地域に誇りを持ち、積極的に自発的に行動する意識、思い、心意気のことです。立科町に対する町民の誇りです。行政だけでなく、町民がその主体者であり、その中心者であります。できることを見つけ、地域をつくっていくという意識や心意気が、シビックプライドであります。全国の自治体が、シティプロモーションの指針や基本方針でシビックプライドについて触れているのは、シビックプライドが醸

成することにより、地方創生の活性化、人口増加に効果があると捉えているからです。

シビックプライドを醸成していくためにはどうしたらいいか、定期的な外部への発信、定期的な情報発信しかないと思っています。どんなに魅力的な取組を行っていても、知ってもらわなければ十分な効果を発揮できません。特に行政は、伝えているつもりでも届いていないことが多い。町民が誇りを感じるような魅力的なことを定期的に発信をし、伝えていく、シビックプライドをつくる一歩になると考えます。

これは、町長、副町長だけではありません。職員全員でそういう思いになってもらいたい。発信は町長たちがトップセールスを行います。町民との対のときには皆さんが一番根幹です。町長は元気です。副町長も元気です。教育長も元気です。必ずよい結果につながります。シビックプライドの醸成が本当に必要であると意識をして取り組んでいただきたいと思います。

私は、立科に来てまだ40年弱です。ですが、一番ここが大事なところです。正直、福岡も嫌いではありませんけれども、治安、環境全ては、立科町のほうが勝っています。その勝っている自分がすごくいいじ、なぜ立科は弱いなど、本当にここ、胸を広げて見てもらいたいぐらいです。

皆さんしか頼る人はいません。私は、私の立場でシビックプライドで発信をします。それぞれの役割の中で、ぜひとも根幹にそれを据え置いていただけて取り組んでいただきたいと思います。

以上です。質問を終わります。

議長（今井 清君） 榎本真弓君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。再開は午後1時30分からです。休憩に入ります。

（午前11時59分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（今井 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告順3番、**9番、村田桂子君**の発言を許します。

件名は **1. 自衛隊への名簿提供の中止を。**

**2. 教育における保護者負担の軽減を**です。

質問席から願います。

〈9番 村田 桂子君 登壇〉

**9番（村田桂子君）** それでは、午後1番の質問ですが、質問をさせていただきます。私の質問、まず、自衛隊への名簿提供の中止を。これは以前にも質問いたしましたが、いまだに続いているのではないかという思いから、再び質問するものです。

当町では、防衛省に対し、適齢期の青年の名簿を提出していると聞いています。本人の了解も得ずに提供するのは、個人の基本的人権を侵すものとして大問題と考えます。直ちに中止すべきではないかとの思いから、中止するまで質問をしたいと考えています。

まず、町長は安倍政権で成立した自衛隊法の一部改正や防衛3文書に基づく政府の防衛政策や沖縄南西諸島などで強化されているミサイル防衛について、どのような認識をお持ちでしょうか。

自衛隊法が変えられ、アメリカの引き起こす戦争に後方支援という名前で戦争に引きずり込まれ、戦争する国へと大きく変質する危険性についてどのような認識をお持ちか伺います。

その上で、町が自衛隊に名簿を差し出すことは、戦争する国づくりに積極的に加担することになるという認識をお持ちか、町長のご見識を伺います。

また、本人の了解なしに個人情報自衛隊に差し出されるということは、個人の思想・信条の自由、職業選択の自由など、個人の基本的人権の尊重という憲法の基本的原則を逸脱することになると考えます。町長の認識を伺います。

**議長（今井 清君）** ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

**町長（両角正芳君）** それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、我が国の防衛や頻発する災害への対応などを考えたときに、自衛隊の重要性は年々高まっていると私は感じております。自衛隊の主な任務は、自衛隊法において、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たることと定められています。

このほかにも、私たちの記憶に新しい2019年に発生した令和元年東日本台風では、各地において人命救助や生活支援をはじめとする復興支援等に携わっています。こうした国防、災害救助といった国民の生命と財産を守る非常に重要な任務を担うこととなる人材を確保するために、地域の情報を的確に把握でき、かつ多くの窓口をも持つ都道府県や市町村がその事務を担う必要性があるため、自衛隊法に定められていると認識をしております。

議員ご質問の内容につきまして、国策に関わる部分につきましての答弁は、この場では控えさせていただきます、私の立場からは通告のありました後段の名簿提出に限っての質問に対し、答弁をさせていただきます。

ご質問の自衛官及び自衛官候補生の募集事務につきましては、自衛隊法第97条第1項の規定に基づく法廷受託事務として、市町村がその事務の一部を行うとされています。毎年、防衛大臣から自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、各都道府県知事

及び各市町村長宛てに依頼文書が発出されております。この防衛大臣が行う自衛官等募集事務のために、住民基本情報を防衛大臣に提供することについては、自衛官募集事務が自衛隊法に基づくものであり、住民基本台帳法第11条第1項に規定する法令で定める事務に該当することから、当町では防衛大臣から同項の規定に基づく請求があったときは、住民基本情報の提供をしております。また、個人情報の取扱い等につきましては、法令等に定められた中で適切に行っているものと認識をしておりますが、国の動向を注視するとともに、県をはじめ、他の自治体における対応例等も参考にし、今後の事務に努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、当町といたしましては、次からの募集事務に関しては、個人情報の提供を希望されない方の申出を受ける機会を設けて対応してまいりたいと、現在、検討に入っているところでございます。

以上です。

**議長（今井 清君）** 村田桂子君。

**9番（村田桂子君）** 町長のお答えの中で、国策に関することは答えないというお答えは大変残念です。なぜ地方自治が設けられたかということ、これは憲法の本質論になるわけですけど、第二次世界大戦を含め、日本が太平洋戦争に突き進んだ背景には、中央で決めたことを地方が唯々諾々として従ったと。その反省の上から、地方自治というのが設けられたというふうに私は認識をしております。つまり、国策であっても国民の命、財産、健康、全ての地方自治に関わることについては、地方がきちんとものを言う。そのことが担保されている、憲法できちんと規定されているからこそ、国に対しても国が決めたことに唯々諾々と従うのではなく、ちゃんと自主的にものを考えて判断をする、その責任があるということが憲法で保障されているというふうに考えます。

町長は、先ほど国策に関することは差し控えるとおっしゃいましたけれど、この15年戦争といいますか、日本がずっと邦人で200万人、アジアの人々を含めると1,000万人の大きな犠牲を出した侵略戦争がなぜ遂行されたかというところの背景にある、中央集権で国が決めたことは全て地方が下請けでやってきたという、この反省の上に立って地方自治が定められたのではないかというふうに私は思うんですが、この基本的な認識について、もう一度お願いいたします。

**議長（今井 清君）** 両角町長。

**町長（両角正芳君）** 先ほどもお断りを申し上げました。私は、この末端の市町村の長として、町民の皆様の命と財産を守る、これが私の使命であります。もちろん国が決められたことが、いわゆる県、市町村に来ますけれども、このことについて決めているのは国であります。その国の決めていることに対して、私どもがとやかく口を挟むということは差し控えなければならないというふうに思いますが、先ほども、ちょっと私は申し上げましたけれども、やはりこの自衛隊という組織、これは議員もご承知のように、

あの大変な大震災、そして私どもの地域では19号台風もそうではありますが、こういった大きな災害も起きているわけでありまして、また、ある意味、私たちの生命というものが脅かされるということになれば、当然、これはそこを守っていただく皆さんに私どもは委ねざるを得ない。ほかの方がいれば別でありますけれども。そのために、その人たちがどのような活動組織をつくっていくための人材を確保するかという観点の中で、必要に応じて、ただし、先ほど私は最後に申し上げましたけれども、当町としては、この提供を希望されないという方については、当然、それを設けていく方向を、今、考えているというふうに申し上げました。そのことに私は尽きますし、また、町民の皆様様の生命と財産を守る、この1点に私は大きなウエートを置いて、この自衛隊の皆さんへの提供ということに注視していきたいというふうに思っております。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） 自衛隊が災害の救助とか支援について大きな役割を果たしていることは、私も承知しています。その皆さんの苦勞はご苦勞さまだなと思いますが、自衛隊の本質というのは、やはり国防ということになりますので、特に、この防衛3文書、まだ安倍政権のときに集団的自衛権というものを閣議決定し、押しつけられた段階で、それまでの日本の国是であった専守防衛を大きく逸脱をしていると。ここの認識を町長は全然お示しにならないんですけれど、国が決めたことだからというのでは、先ほどの町民の生命・財産を守るという点での責任は果たせないんじゃないでしょうか。国も間違うので。ということで、ここについての認識は、ちょっと避けられたなというふうに私は思うんですけれども、本当に町民の命・財産を守るのであれば、真剣に国の国策であってというか、国からの要請であっても、それが妥当かどうかの判断をすることは首長の責任だと思います。

そして、もう1点伺いますけれども、現在、その名簿の提供については、やっていないところもあるんです。22年の統計ですが、1,741ある自治体の中で1,068、61%ですけれども、それ以外のところは提供はしていないんです。閲覧のみです。このことをどうお考えになりますか。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） このことをどうですかという、その皆さんのものを引き合いに出されて、私にご質問されていますけれども、私はそういうことではなくて、先ほども申し上げました、この立科町の町民の皆様様の命と健康を守る、この1点に私は絞って首長を今やっているつもりであります。そのことが国からの影響がどうのこうのということに関して、私は答弁を控えさせていただくと申し上げたのは、あくまでも、そのことによつて町民の皆様方が右往左往する必要性は私はないというふうに思います。それよりも、今、私たちが行っている、この町の行政の方向性、これがどうなのかということが町民の皆様方の一番の根幹であるというふうに私は思っておりますので、ただいまの質問に対して私は答弁を控えさせていただきます。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） 残念なお答えでした。私は町長も政治家の一員として国政の在り方に対して異議を申立てることもあろうかというふうに信頼を申し上げているので、この質問をいたしました。実際に国からの要請があっても、名簿を提供していない自治体があるんです。そのことをどう思うかと。つまりそれは、自治体の裁量にかかっているということを言いたいです。国から言われたから、はい、そうですかと言ってやるものではないと。実際、それは当時の防衛省の大臣であった石破さんなんか、私も頼りにしている、答える義務というのは必ずしもないと。断られることがあっても当然だというふうに答えておられるし、実際に、現在のところ、名簿を提供していない自治体もたくさんあるんだという事実を見ると、やはりこれは首長の責任は大きいかなと思います。そうは言っても、首長だけではない、両角町長だけではないと思いますので、次の質問に移ります。

さて、名簿提供の実態について、これから一問一答で伺いますが、今、両角町長だけではないと申し上げましたけど、一体いつから、どの時期、何月頃、どのように、紙か、データか、宛名シールか、誰に対して、例えばそれは対象年齢です、男女問わずか、そして、令和4年度の何名分の名簿を提出しているのかということと、そもそもどこに提出をしているのか。大本は自衛隊なんだと思うんですけど、何とか地元とか、そういうのがあるんだと思うんですけど、提出先についてお伺いをいたします。まずそこをお願いします。

議長（今井 清君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

幾つかご質問されておりますので、順次、一つ一つお答えをさせていただきたいと思います。

まず、いつからというご質問でございますが、文書管理の保存年限が過ぎておりますので、遡っての確認はできなかったという状況でございます。

続いて、どのようにというご質問でございますが、通常の事務手続につきましては、例年同様でございます。毎年度、年度末に依頼を受けるものとなります。

例といたしまして、令和4年度の対象者情報の提供依頼について、一連の流れを申し上げますが、令和5年3月6日付の文書を3月31日に受付をしております。発出は自衛隊長野地方協力本部長で、宛名は町長、防衛大臣の依頼文書も同時に提出がされ、自衛官及び自衛官候補生の募集に必要な募集対象者情報の提出依頼と併せ、根拠法令も示されております。

依頼された募集対象者は、平成17年4月2日から平成18年4月1日生まれの方の氏名、出生年月日、性別及び住所の提供でございます。総務課長から町民課長宛て、個人情報目的外依頼書に業務名称、そして個人情報記録の内容、目的外利用の根拠を示し、依頼を行い、書類が整った時点で紙媒体で提供をしております。提供先は、自

衛隊長野地方協力本部長宛てでございます。

令和4年度の名簿搭載者は55名であったということでございます。

以上です。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） 記録が残っていないということですが、少なくとも両角町長の前くらいまでは分かるのでしょうか。全く分からないのでしょうか。

議長（今井 清君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） ただいま両角町長就任時につきましては確認は取れます。提供をしているという状況でございます。

以上です。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） 少なくとも両角町長のときはということがはっきりしました。法的根拠については、先ほど町長が述べられた自衛隊法99条とか120条、施行令を根拠にされているかと思うんですけども、それで、防衛省からの通達というのは、私は見たことがございません。ぜひ見たいものだと思うんですが、町議会に提出をしていただけるのでしょうか。

議長（今井 清君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

防衛省からの依頼文書につきましては、議会として審議等に必要であれば、所定の手続を踏んでいただければご提供は可能と考えております。

以上です。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） 立科町の青年の未来に関わることなので、ぜひ議会として資料提供をお願いしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。議長。

議長（今井 清君） 私に聞いているんですか。

9番（村田桂子君） 議長において取り計らっていただきたいなということです。

議長（今井 清君） 私に聞いているんですか。

9番（村田桂子君） そうです。

議長（今井 清君） 全員協議会等で検討させていただきます。いいですか。

村田桂子君。

9番（村田桂子君） それで、自衛隊員の情報の取扱いについての協定というのを、提供しているところは結んでいるようです。例えば、提供された名簿は活用した段階で複写することはだめだよとか、仕事が終わったら名簿そのものを返却してほしいとか、提供の許可、そういうことを盛り込んだ協定というものを結んでいるようですが、立科町はいかがですか。

議長（今井 清君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 名簿の提供に当たりましては、特に協定を結んでいることはございません。

以上です。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9 番（村田桂子君） それでは、協定については、また後で質問します。

2 点目に移りますが、町民課では災害時などで対応すべき要援護者台帳の作成をしているんだと思うんですが、どのような手順で行っているのでしょうか。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

避難行動要支援台帳作成の手順について申し上げますと、まず、4月の区長会、部落長会総会の折に、台帳についてご説明をいたします。次に、6月、対象となる方に通知と台帳の確認を併せて送付をいたしますが、新規に登録される方には、登録及び関係者への情報提供について書面で同意をいただきます。継続の方は、初回登録時に同意をいただいております。時期を同じくして、民生児童委員協議会の折に、民生委員の皆様にも内容の確認と、他に対象となる方がいらっしゃるかの確認をお願いいたします。7月以後、新規に登録及び同意書の提出をいただいた方と継続の方の台帳を作成し、8月に区長、部落長の皆様と民生委員の皆様にも新しい台帳の配付と古い台帳の回収をお願いいたします。区長、部落長の皆様には、担当職員がご自宅に訪問し、民生委員の皆様には民生児童委員協議会の折にお願いをいたします。そのほか、随時変更の届出を受け付けております。そうして配付した台帳は、有事の際のほか、9月の防災訓練の折などに各地区で活用をいただいております。

以上です。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9 番（村田桂子君） つまりはそういうことなんです。災害のときに、1人、自力ではなかなか行動できない人の名簿をリスト化して、民生委員や区長などに提供すると。実に温かい事業だなんて思っておりますが、そのときにでも、本人にちゃんと名簿を提供しているのですか、名簿化しているのですかという確認をしているわけですね。なぜ自衛隊のほうはそうならないのでしょうか。

先ほど町長は、去年、私が質問したこともあって、除外者、名簿に搭載するのをお断りをするという申出の機会を設けるとおっしゃいました。言葉ではそのとおり、一歩前進だと思いますが、だとしたら、どのようにされるんですか。前回の全員協議会の前での質問では、ホームページ、そして広報というふうにおっしゃいました。今、町民課のほうでやっている要援護者台帳をつくる時には、個人にちゃんと確認をしていますよね。提出しているかどうか、登録をしているかどうか。同じことをやらなくちゃいけないんじゃないですか。

しかも、自衛隊法が変えられました。海外派遣があり、そしてアメリカの引き起こ



す戦争に徴兵されるかもわからない、そういう命のかかった任務に変わってしまっているんです。今は昔の専守防衛ではありません。そこの認識が、先ほど町長からお聞きできなかったのはとても残念なのですが、つまり命を差し出す危険があるということ、そのように自衛隊の本来任務も変わってしまってきている。海外での戦争に道が開かれているという事態を受けて、その自衛隊の勧誘に対して名簿を提出していいかどうかは、ちゃんと個人的に、一人一人に確認をすべきなのではないですか。

要援護者、災害のときに自力でいろいろ対応できない人のために名簿がされるときにも、丁寧に、一人一人にちゃんとお話を聞いています。確認を取った上でやっていますが、そこについてはどうなのでしょう。これは町長に伺います。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 今、議員おっしゃったことの中で、ある意味、私は、一番の根幹にあるのは個人情報の問題だと思うんです。本人がそれをいかに、いい、悪いの判断をするんだろうというふうに思いますが、従来、それをやってきていないという、この自衛隊の名簿の提出という問題がありましたけれども、これらを踏まえて、今、これを真剣にどうしていくのかという検討を進めているわけです。ですので、今日、この場で、こうしました、こうしますという判断には至っておりませんが、いずれにしても、個人情報というのは大変慎重に取り扱わなければならないということは言うまでもございません。その考え方を尊重して、当然、これから地方自治体におきましても、そうした法令遵守も求められるわけでありまして、自治体において、この立科町がどのように、この募集事務に関与していくかということも、改めて問いただされている部分もございまして、今、その検討を進めているところであります。その先にも、その後もありません。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） これから考えるということですね。それでしたら、アドバイスといいですか、申し上げたいと思いますけれど、先ほど町長は個人情報が何よりも大事だと。そのとおりだと思うんです。ところが、先ほどの報告だと、名前、生年月日、住所地、性別を提供しているということで、これは本人には全く断りなく提出されているわけです。そのことについて、どのように個人情報を守るのかということでは、例えば、立科町では個人情報保護審査会というのがありますよね。これに諮られたんですか。これについて聞きます。

議長（今井 清君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

この件につきましては、諮った記憶はございません。

以上です。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） 福岡県の小郡市というところがあって、それまでは名簿を提供していた

そうです。しかし、やはり個人個人に確認しないで、そういうのをやるのはまずいんじゃないのということで、個人情報保護審査会に問題が投げかけられて、そこで議論をされ、提供はやめることになったそうです。その代わり、自衛隊の閲覧は認めると。それは今までと同じです。一人一人に確認もされていないのに提供するというのは、個人情報保護違反ではないかという判断が下ったようでございます。このことを考えると、私は自衛隊に紙媒体で本人に断りもなく提供することがいいのかどうか、ちゃんと個人情報保護の審査会にかけるとは思います、いかがでしょうか。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 私、何度も繰り返し申し上げます。個人情報保護法という問題もありますけれども、あくまでも個人の情報を、これは大変慎重に取り扱うというのが基本だと思いますし、また大変重要なことだというふうに思っておりますので、私ども、町としては、次の募集事務に当たる前に、現在、その検討を進めているということで、ご理解を賜りたい。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） 先ほど町民課長に伺ったのと同じこと、要援護者台帳をつけるときであっても、ちゃんと本人に登録していかどうかの確認をすること、それから、新しい名簿を提供したときには古い名簿は回収すると。それほど厳重に個人情報を保護しているわけです。自衛隊についても全く同じではないですか。該当する青年一人一人に……。

ごめんなさい、先ほど何歳の青年かということを開かなかったですね。何歳と何歳が対象の名簿を提出しているのか、すみません、私、落としたみたいで……。平成17年からということだから18歳ということよろしいでしょうか。失礼しました、ごめんなさい。

戻ります。つまり該当する青年一人一人に自衛隊から名簿提供の依頼があるんですけども、提供してもよいかどうか、これをちゃんと確認をした上でなければ提供はできないと私は考えますが、そのやり方について、ただいま検討中ということですが、この方法でやっていただけるかどうか、それは町長の決断にかかっておりますので。

そもそも依頼に応える義務はないわけです。だから40%の自治体はやっていないんです。自衛隊が閲覧させてくださいというときは、どうぞどうぞと言いますが、自分から紙媒体で提出しようなんてことは、39%の自治体はやっていないんです。つまりは首長の考え方一つなんです。どうも両角町長は国から言われたことだからやらなきゃいけないとお思いですけど、本人の同意なく提供するのは憲法違反です。その認識があるのかどうか。それを一人一人確認しなかったら、出してはいけないと私は思います。これについては、これから検討するとおっしゃっているわけですから、これは首長の考え一つだと思います。

両角さんも、私も一緒に、戦争する国反対で頑張ってきた同じ政治家だと思えばこそその質問です。そこをどのようにされるか。検討する中に、今、私が提案したことを入れていただけるのかどうか。そのことが1つと、個人情報保護審査会にかけていただけるかどうか。この問題について明言をお願いします。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 何度も同じことを繰り返すようではすけれども、今、その方策も、どういう形で持っていく、その基本的な考え方についても、これからそれぞれ関係者としてしっかりと協議をし、その検討を進めた上で、また議会の皆様方にお示しできることがあればお示しをさせていただきますが、あくまでも現段階では、まだそこまで至っておりませんので、答弁は控えさせていただきます。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） まず、今、検討中だということですがけれども、しかし先ほどの説明によりますと、毎年、年度末に要請があって、提供しているということが明らかになったわけですから、それまでには結論を出さなくちゃいけないということです。

これについては、今言ったように、周知徹底ということなんですけれども、ホームページや広報だけではスルーしてしまいます。実際に、若者は広報やホームページを見るということはありません。ほとんど知らないうちに名簿提供が行われているということになりますので、これはどう考えても一人一人、町民課と同じように、一人一人、対象年齢のその方に、対象者にちゃんとお知らせをして、提供してもよいかどうかの同意を得た上でなければ、名簿は提供してはいけないと、そういう立場で私は名簿を提供する必要はないと考えております。やりたければ自衛隊の人が名簿閲覧に来ればいいんです。ほかの自治体がそうやっていますから。そこまで申し上げて、町長の検討に際しての参考にしていただければなと思います。そこをいつも同じだ、同じだとおっしゃっているんですけど、その個人情報の保護という点で、もう一度お願いします。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 議員のほうから何回も同様のようなお話をいただいております。あくまでも、私は先ほどからも申し上げています、個人の情報をいわゆる保護していくという観点、これは慎重を期さなければならないということですから、それを基本にして、これから、今、議員がおっしゃっていただいたことも、お話はお話として承りながら、これから十分検討させていただきます。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） もう一つの質問もありますので、そろそろ終わりにしたいと思いますけれども、先ほども、るる申し上げましたけれども、私も、これは中止するまで質問するつもりでおりますので、そのつもりでお含みください。今度、どういう検討をしたのか、どういう内容かについても、るる伺っていくつもりです。

なお、先ほどの先進地と言ったらおかしいんですけども、先進地とは言いません、撤回ね。名簿を提供しているところでの縛りというのもやはりありまして、1つは個人情報保護審査会に提供してもよいかどうかの諮問をしているところがあります。それから、自衛隊、先ほどの立科町の場合は長野県の地方協議会部長というところに提出しているようですけれど、そこの間で情報の取扱いについての協定というのを結んでいます。提供された名簿というのは、活用の段階で複写することはだめだとか、複写するときにはどういう目的なのかというようなことを、ちゃんと説明、問合せをするようにも規定しています。また、ダイレクトメールなどを送ったときには、それが終わった後は、その名簿の返却を求めています。なぜかという、返却を求めなければ、そのデータがずっと積み重なるわけです。いざというとき、こんなことは考えたくはありませんけれども、赤紙が届くなんてことになったら大変なことになってしまうので、その破棄を求める、返却を求めるということも、ちゃんと盛り込んでいただきたいというふうに思います。何よりも、対象者には一人一人に、きちんと同意を取らなければ提供してはいけないと、このことは強く申し上げておきたいと思います。

両角町長は、先ほどから何度も個人情報重大にすると、ぜひ慎重に、大事に扱うという言葉再三いただいておりますので、この期待に応えていただけるものだと確信をしております。

次の質問に移ります。2点目の質問は保護者負担の軽減です。当町では保護者負担の軽減については、昨年11月より給食費の無償化が実現し、また今年度より通学用かばんの公費支給が実現しました。小中学生2人の場合、月額1万円以上にもなる給食費が無償化したことは、本当によかったと喜びの声が届いています。保護者負担の軽減についての相次いだ施策展開は、両角町長の子育て応援の気持ちが表れているものとして高く評価したいと思います。

しかしというところが私の質問なんです。しかし、子育て中の若い世代というのは、経済的な負担のみならず、精神的にも、また体力的にも、大きな負担を負っています。若い世代は低賃金、長時間過密労働で、毎日くたくたで大変な上に、家庭に帰れば切れ目のない家事や子供への対応に追われ、ほっとするのは子供が寝てからという家庭が多いと思います。子供の成長の喜びとともに、様々な不安や心配も次々と起こり、気の休まる時がないというのが実情だと考えます。せめて経済的な負担を取り除き、純粹に子供の成長を見守れるような立科町になることを願っての質問です。6月議会でも同様の趣旨の質問を行いました。そのときには取り上げなかった項目も入っています。

タイトルに掲げたとおり、南牧の村長選においては、学校徴収金ゼロ、つまり学校から徴収するお金はなしというのを掲げた候補が当選しまして、いよいよ徴収金のない、文字どおり教育費ゼロの自治体が出現する可能性が高まってきました。子育てしやすい町を公約に掲げられた両角町長は、来年、再来年にどのような施策展開を期し

ていらっしゃるのか。特に、保護者負担の軽減については、さらにどのように考えていらっしゃるのか。その抱負や方針を伺います。

**議長（今井 清君）** ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

**町長（両角正芳君）** それでは、私の2期目に当たりましての公約の一端、そしてまた、従来1期目にやってきた、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、そのことも含めて、少し長くなりますが、答弁をさせていただきたいというふうに思います。

私が公約に掲げました子育て支援と教育の充実の方針につきましては、きめ細やかな子育て支援の充実、特色ある立科教育の実践、子ども家庭センターの設置、先達がつくり、育んできた蓼科高校を守る。いわゆる今の保・小・中・高、ここまでの間の、やはり立科の子供たちの教育の充実、あるいは子育て支援の充実ということで公約に掲げさせてもらっております。

初めに、重複しますが、前期1期目の4年間における主な子育て支援策につきまして、まずお話をさせていただきたいというふうに思います。

1つ目は、出産祝い金であります。きめ細やかな子育て支援の一環として、出生児童の健やかな成長を願い、安心して子育てができるよう、出産祝い金を創設したものであります。令和4年度では、28人の出生児童の保護者に対しまして、845万円の出産祝い金を支出いたしました。

2つ目は、小中学校の児童生徒の学校給食費の無償化であります。学校給食費を無償化することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、子供の健やかな成長と子育て支援を推進するものであります。この学校給食費無償化事業は、当町に住所を有し、ほか市町村に通学する児童生徒の保護者に対しましても補助金を交付し、子育て支援を推進しているものであります。令和4年度は約410人の児童生徒が対象でありました。

3つ目は、保育園児の副食費の無償化であります。学校給食費の無償化に合わせ、当町に住所を有し、立科保育園、町外の保育園・幼稚園・認定こども園等に入所している児童の副食費を無償化したものであります。令和4年度は約100人の児童が対象でありました。

4つ目は、立科小中学校に入学する児童生徒に対しまして、通学用かばんの現物支給であります。少子化対策の推進、子育て家庭における経済的負担の軽減、移住者の支援を推進・促進するものであります。令和4年度は令和5年度に立科小学校へ入学する児童48人、立科中学校に入学する生徒39人、合計87人の児童生徒に通学用かばんを現物支給いたしました。

以上が、私の前期1期目4年間における主な子育て支援策であります。私の2期目

におきましても、継続して子育て家庭の経済的負担の軽減、蓼科高校の支援に引き続き取り組んでまいります。

議員ご質問の学校徴収金ゼロを実施の自治体はありますが、いずれも児童数、生徒数の少ない学校であると承知しております。立科小学校、立科中学校には400人を超える児童生徒がおり、財政負担も相当大きくなりますので、当町における学校徴収金ゼロの実施は考えておりません。

なお、当町では令和6年4月に子ども家庭センターを設置することによる全ての妊産婦、子育て世帯、子供への一体的な支援に取り組み、子育て家庭への各種支援の一層の充実を推進してまいり所存であります。

以上であります。

**議長（今井 清君）** 村田桂子君。

**9番（村田桂子君）** 両角町長の1期目は、本当に子育て支援が進んだなということの実感を持っております。そのことについては、本当に町民の1人として、先ほどのシビックプライドではないですけど、立科町はすごいなと思っています。

なお、それに付け加えていうならば、町独自で教員の補充をしていると。9人もの講師をフルタイムで雇って、教育の充実をしているということも、併せて追加して誇れるものだというふうに私は宣伝をしているところです。それはそれとして、本当に自慢というか、私としては誇らしい政策展開だということは申し上げております。

しかし、もう一方は、やはり憲法が保障する教育費は無償だということに向けて、限らない努力はしていかなくちゃいけないんじゃないかなということは申し上げておきたいと思います。

それで、次に行きます。まず、当町における学校徴収金の実態をお知らせください。給食費が無償化されましたので、それ以外の費目についての合計金額はどうか。新入学に必要な費用、それから毎月々の必要な費用は幾らかお聞かせください。

**議長（今井 清君）** 羽場教育次長。

**教育次長（羽場雅敏君）** お答えいたします。

小中学校の入学の際に必要なとなります制服や運動着等の保護者負担額につきまして、令和5年度で申し上げますが、小学校では兄弟、姉妹、親戚、知人等からの譲り受けがなく、全て購入する場合がありますが、令和5年度から新入学児童の通学用かばんの現物支給を開始いたしましたので、その分の保護者負担が軽減され、合計で2万1,110円となっております。

中学校では、男子生徒と女子生徒で学生服が異なりますので、こちらも兄弟、姉妹、親戚、知人等からの譲り受けがなく、全て購入する場合がありますが、令和5年度から新入学生徒の通学用かばんの現物支給を開始いたしましたので、その分の保護者負担が軽減され、男子生徒は合計で6万3,780円、女子生徒は合計で7万460円となっております。

続きまして、月々の費用負担ということで申し上げます。月々の保護者負担の学校徴収金につきましては、小中学校共に5月から翌年2月まで、10回に分けて、学年費、旅行貯金を原則として毎月1日に口座振替により納入していただいております。令和5年度の小学校における学校徴収金につきましては、令和4年11月から児童の学校給食費が無償化され、毎月5,700円の給食費の徴収金がなくなりましたので、児童1人当たり1学年から4学年まで、毎月3,000円、5学年は毎月3,300円、6学年は毎月1,800円となっております。内訳につきましては、学年費は1学年から4学年まで、毎月1,500円、5学年、6学年は毎月1,800円であり、文房具、理科教材、音楽リコーダー、夏休み・冬休み学習帳、教科テスト等の費用として活用されております。旅行貯金は1学年から5学年まで、毎月1,500円となっており、校外学習のバス代、昼食代、登山、キャンプ、修学旅行等の費用として活用されております。

次に、令和5年度の中学校における学校徴収金につきましては、こちらも令和4年11月から生徒の学校給食費が無償化され、毎月6,400円の給食費の徴収金がなくなりましたので、生徒1人当たり1学年は毎月8,000円、2学年、3学年は毎月3,000円となっております。内訳につきましては、学年費は1学年から3学年まで毎月3,000円であり、教科活動、生徒会活動、記念写真、卒業アルバム作成等の費用として活用されております。旅行貯金は、1学年は毎月5,000円、2学年は業者委託による徴収となっており、修学旅行等の費用として活用されております。なお、小中学校における学校徴収金につきましては、行事等を実施後、精算を行っております。

令和4年11月からの小中学校の児童生徒の学校給食費無償化の実施により、小学生1人当たり年額5万7,000円、中学生1人当たり年額約6万4,000円の保護者の経済的負担の軽減を実施しているところであります。

学校給食費の無償化による町の児童生徒への子育て支援額は年額約2,400万円の見込みであります。ただし、給食材料の物価高騰等による変動も見込まれております。

なお、議員ご質問の学校給食費を含まない学校徴収金の県平均、町村平均につきましては、最新の県全体の情報が令和3年度のものであり、ちなみに、長野県民新聞、令和5年2月15日のものでありますが、この中の数値でありますので、特に保護者の費用負担の大きい修学旅行を未実施、県内実施、県外実施の学校があり、一概に比較できないところもありますが、参考までに申し上げますと、小学校76校の県平均は2万4,357円、町村平均は2万3,126円であります。中学校74校の県平均は4万4,501円、町村平均は4万5,333円であります。

以上です。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） たくさん数字を上げていただいたんですけれども、なかなか分かりにくかったと思うんですが、立科町が大変軽減策で頑張っていらっしゃるということはよく分かっておりますし、私も感謝を申し上げます。しかし、給食費を除いた平均

を見ても、残念ながら県平均よりは高いんです。そのことも指摘しておかなくてはなりません。併せて、すぐには申し上げませんが、学校徴収金ゼロを掲げている町も出てきたということで、一層の負担軽減をお願いしたいと思います。

時間もありますので、次に行きます。制服代についての町のことです。このことについては、以前質問をいたしました。教育長は、中学校生である自覚であるとか、アイデンティティーとかで必要だとおっしゃいました。そのことについては理解するものですので、ぜひ必要だったら支援制度があつてしかるべきではないかということをお願いして、ただしたところでは、

そこで伺います。まず制服代、一通りそろえるのに必要な費用が、男子、女子、それぞれのくらいなのか。これについては、先に申し上げますけれども、この間、視察に行きました長野県の泰阜村では、冬用の制服、上下1着分の引換券を渡しているようです。12月、採寸のときに、採寸の前に、子供たち一人一人に町長から制服1着分の目録を渡して、町が支援をしているよという思いを伝えていると。大体4万から5万円相当だそうです。

それから、喬木村では、中学校の入学するときに、12月、福祉センターで一斉に採寸をします。支給は2月なんですけど、60人ほどで、大体5万円相当、1人分の制服代を補助しているという町も村もあります。このことを言っておきます。

ということで、まず必要な費用が幾らかということと、制服のリサイクルについても進捗はどうか、併せてお答えをお願いします。泰阜村なんかでは、生徒の申出に応じて、余裕教室に卒業生や体に合わなくなって不要になった制服や体操服、運動靴などを蓄えておきまして、申出に応じて無料で交換すると。そういうシステムをつくっているそうです。これについても、こういうシステムが必要ではないかということをお願いしたので、これについての進捗についてお聞かせください。

**議長（今井 清君）** 羽場教育次長。

**教育次長（羽場雅敏君）** お答えいたします。

立科中学校へ新入学する生徒で、兄弟、姉妹、親戚、知人等からの譲り受けがなく、学生服等を全て購入する場合がありますが、女子生徒はブレザー、スカート、スラックス、リボン、長袖ブラウス、紺ハイソックスの全てを購入で5万180円。男子生徒は、学生服上着、スラックス、ワイシャツ、ベルトの全てを購入で4万1,820円であります。

続きまして、制服のリサイクルを申し上げます。中学校の制服や運動着のリサイクルと申しますか、リユース、再使用かと思いますが、それにつきましては、町教育委員会において進捗状況を承知しておりませんが、当町の中学校の保護者の皆様は、兄弟、姉妹がいるご家庭は兄弟、姉妹間で、親戚がいるご家庭は親戚間で、部活動等で知り合いの保護者の皆様は保護者間で、既に取り組んでいると伺っております。

議員ご質問の制服のリユース、再使用は、全国各地で実施されておりますが、そのほとんどがPTAを中心とした活動と承知しております。物を大切にすることや、保



護者の経済的負担の軽減につながりますので、当町ではPTA活動に期待するものがあります。なお、PTA活動による制服等のリユース、再使用の計画は、今のところないということを確認しております。また、町教育委員会が中心となって、制服等のリユース、再使用を行うかにつきましては、現時点では検討しておりません。保護者の皆様から町教育委員会に対しまして、ご要望等もなく、保管場所の課題もある状況であります。

以上です。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） PTAなんかに投げかけていただいて、調査をしたということは評価したいと思いますが、兄弟、姉妹、部活動などの知り合いがない人もいるということをお忘れなくということと、やはりリユースの要望は寄せられておりますので、さらなる検討を要求したいなと私は思います。それについては時間がありませんので、次に行きます。

次に、制服のジェンダーフリーについてです。これは初めて訴えるところですが、心と体の性的な不一致など、これまでタブー視されてきた性的マイノリティーの方の人権問題に光が当たって、これに伴い、男女をはっきりと分けるこれまでの在り方が、あらゆる分野で見直されています。特に子供たちに人間社会の在り方を育てる学校現場においては、時代を反映した先取り政策が求められます。トイレや更衣室など、日常が可視化される場面においては、いち早い変革が求められると考えます。今回は制服におけるジェンダーフリーの取組について、どのような対応をされているのか。また、今後どのように取り組まれるか、制服の見直しについて伺います。

なお、喬木村では、ブレザー2種、スラックスかスカートか、あるいはブラウスでもリボンかネクタイなのかということを選択制にしているようです。こういう取組があることをご紹介しておきますが、当町ではどうでしょうか。

議長（今井 清君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

県内でも生徒会活動の中で服装自由期間を設け、中学生にふさわしい服装を考えるという趣旨で取り組んでいる学校もあります。性的少数者につきましても、念頭に置いた取組であると承知しておりますが、保護者負担が大きいこと、式典等の際は制服を着用することなど、課題もあるようであります。立科中学校では、登下校の際、制服を正しく着用することと定めております。したがって、当町では、引き続き制服着用とするものであります。

なお、中学校における制服ですが、まだまだジェンダーフリーについては浸透していないというふうに承知しております。また、自分で好きに制服のスタイルを選べる学校という考え方もありますが、仮に制服を選ぶことができたとしても、ほかの大勢と違う服装だと浮いてしまうという悩みもあると伺っているところであります。

以上です。

議長（今井 清君） 村田桂子君、時間になります。まとめてください。

9番（村田桂子君） 時間もありませんので、最後の質問にします。ジェンダーフリーについては、制服が一度も見直されていない事態を考えると、今後、考えていかなければいけないことは指摘しておきます。

最後です。学校教育に必要な学用品費を支給している自治体があります。喬木村では小学校入学に必要な学用品を支給しています。5,000円相当分です。当町も見習うべきではないでしょうか。このことについてお願いします。

議長（今井 清君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） 時間の関係もありますので、簡単に申し上げます。当町では、小学生に対しましては通学用のヘルメットと通学用のかばん、中学生に対しましては通学用のかばんを現物支給しておりまして、いずれも1万円相当の支援をしておりますので、そういったことで引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（今井 清君） これで、9番、村田桂子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は2時40分。休憩に入ります。

（午後2時31分 休憩）

（午後2時40分 再開）

議長（今井 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告順4番、**5番、芝間教男君**の発言を許します。

件名は **1. 立科町の農業を守る**

**2. 立科の教育の未来**です。

質問席から願います。

〈5番 芝間 教男君 登壇〉

5番（芝間教男君） それでは、通告に従い、一般質問をいたします。本日は、立科町の農業に関する質問と教育に関することについてお伺いをするということでもあります。

まず、農業に関する質問ですが、町長とは、これまでも何回かこの件に関しましては質問をいたし、答弁を頂いているところでありますが、今回は、立科町の農業を守るという観点から、立科町の農業の将来像について、以前の答弁も踏まえまして、もう少し掘り下げていきたいと思うわけでもあります。

第2期立科町農業振興ビジョンの「ビジョンの作成にあたって」の抜粋であります。が、「3、ビジョンの策定における基本的視点。本町の自然条件や立地条件と調和した農業の発展を図り、農業者を含めた町民全体で、周辺市町村との関連も考慮に入れ

た暮らし続けることができる農村づくりに向けた取組を行うことを基本的な視点」としております。

また、「4、町民の参画と協働による計画の推進」では、「(1) 農業者の役割」として、「農業経営については、いわゆる家族経営から企業的経営体への構造転換、市場調査による新たな品目導入・品質改善への取組、安全・安心な農畜産物の提供とその情報提供など新たな挑戦を、本町の条件に合わせて積極的に行う」としまして、ここが重要なんです、が、「町の役割」としまして、「このビジョンをめざす将来像の実現に向け、農業者及び関係者に対し効率的で実効性のある施策を実施します。また、町民の主体的な参画と協働を促すため、国、県、農業団体などと連携し、的確な情報提供や技術・財政的な支援を行うこと」として書かれております。

そこで、町長にお伺いをいたします。立科町の農業の将来像について、農業が継続し続けることができる支援、大規模農家への支援と小規模並びに兼業農家への支えをどのように描いていくか、将来像について、町長の目指すところについてお伺いをいたします。

**議長（今井 清君）** ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

**町長（両角正芳君）** それではお答えをさせていただきます。

当町の農業を継続するためには、さっき議員もおっしゃいましたが、第2期立科町農業振興ビジョンの推進に向け、農業者、そして農業団体、この行政が一体となって農地の保全活動を推進する必要があります。

その実現に向け、地域での話し合いにより、若年者や女性等も含め、幅広い意見を取り入れながら、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する、地域計画を策定することにより、地域のあらゆる関係者が一体となって地域の農地が利用されやすくなるよう、取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

当町のような中山間地域で地域計画を推進していくためには、既に地域において取組がなされております中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を土台として、効率重視の大規模農家だけでなく、小規模・家族農家など多様な経営体も含め、役割分担を明確にすることで、大規模農家については農地の利用集積・集約化、小規模・家族農家などについては経営安定対策等による支援が図れるのではないかとというふうに期待をしているところでございます。

以上です。

**議長（今井 清君）** 芝間教男君。

**5番（芝間教男君）** ただいま町長のほうから、地域計画、町民一体となって進めていきたいと。小規模、それから、それぞれの役割分担を持って経営の成り立ちができるように

というようなご回答を頂いたところでありますけれども、現実、中々私としては、小規模農家が特に大変な状況であるというところを以前お話しした経過がございます。

今ここで、これからどうしようというところを町長にお聞きしても、なかなか明確な答えというところは、構想的には皆さん全体の中でこれから考えていくべきことでありますので、これから各課長のほうにもお聞きしてまいりますので、そのところで答弁をお願いしていきたいというふうに思っております。

取りあえず、今年4月25日に凍霜害の被害が、まず大きな被害がありました。6月の一般議会におきまして私が質問したところの中で、果樹農家の被害について、補助のところを要望したところでありますが、そのときに、果樹農家に対して防除散布経費補助のご回答を頂いております。1月31日までが期限だったと思っておりますけれども、現在、その状況はいかがであるか、まずは産業振興課長のほうにお聞きいたします。

**議長（今井 清君）** 市川産業振興課長。

**産業振興課長（市川 偉君）** お答えいたします。

果樹凍霜害支援事業の補助金の取組状況につきましては、JA果樹部会及び町農業技術者連絡協議会による現地調査により、被害が確認できた生産者94名に、11月13日付で補助金の申請通知を送付いたしました。1月31日まで申請を受け付けしており、11月末日で34名の申請がございます。

今後は、申請された生産者への交付手続を随時進めるとともに、被害生産者に漏れがないか、佐久浅間農業協同組合に協力いただき、再度、確認作業を進めているところでございます。

以上になります。

**議長（今井 清君）** 芝間教男君。

**5番（芝間教男君）** 94名ということで、11月13日に申請の書類を送付していただいているということであります。ありがたいことでございます。

ただし、これが、本当に漏れがないか確認をしながら、1月31日までに準備を進めていって、確実にその補助について、全世帯のほうで、被害のあるところ、補助が出るようお願いをしていきたいと思うわけであります。

続いて、（2）になりますけれども、収入の大幅減となった農業生産者への支援対策についてお伺いいたします。

令和3年、4年と、新型コロナウイルス感染症関連や農作物に被害を受けた等により、農業所得が20%以上減少した世帯に対し、当時、明日の農業経営支援事業として補助がなされております。6月の定例議会に私が質問しました折の回答に、立科町のりんご被害に関して、被害額はおよそ1億5,000万円、減収見込み830トン、令和3年の凍霜被害のおよそ3.9倍の被害の状況であるとの報告を頂いております。

今後について、りんごの生産状況を把握し、関連機関の動向を注視しながら、農家の意見やニーズをしっかりと反映させた総合的な支援対策を検討してまいりたいとの答

弁を頂いているところであります。

また、今年も、夏の高温状態が続き、欲しいときにまた雨が降らない状態も続くというような、異常気象となりました。12月となり、それぞれの作物の収穫が終わった状況で、これから1年の被害の状況もさらに明らかになってくると思いますが、やはり大幅な減収が見込まれております。その収入の大幅減となった農業生産者への支援対策についてお伺いをいたします。

**議長（今井 清君）** 市川産業振興課長。

**産業振興課長（市川 偉君）** お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、昨年度は、明日の農業経営支援金を新型コロナウイルスによる支援対策として、地方創生臨時交付金を活用し、令和3年の農業収入が前年比20%以上減少した農業生産者へ1経営団当たり10万円を支給しましたが、本年度は、新型コロナウイルスの5類への移行に伴い、地方創生臨時交付金の使途がエネルギー・物価高騰対策への支援となりましたので、農業生産者への所得補償における支援金を交付する予定はございません。

しかしながら、今後も温暖化等の気候の変動により、本年度のような春先の低温被害や猛暑による日焼けの被害が発生することが予想されますので、議員のおっしゃるように、気候変動に対応した生産者への支援策も必要になってくるものと思われまます。農業・農村支援センター、佐久浅間農業協同組合と情報の共有に努めてまいりたいと考えております。

以上になります。

**議長（今井 清君）** 芝間教男君。

**5番（芝間教男君）** 残念ながら、所得の補償については考えておられないというようなことでもありますけれども、国の補助制度がなくなってしまった中では、そういうところは仕方ないとしても、気候変動に伴う様々な支援の在り方が、私はあると思っております。

一例を挙げますと、農業維持のための、今年は猛暑だったわけですがけれども、中生種に関しまして、りんごのところに寒冷紗をかけるという方策が、これが割と効いていたと。日焼け止めの上にネットをかけるわけなんですけれども、それについて補助をお願いするという要望が私のほうに来ておりますけれども、激しい気候変動の関係について一例を挙げましたけれども、そのような対策について、具体的に補助をできる方策がないかお答えをお願いいたします。

**議長（今井 清君）** 市川産業振興課長。

**産業振興課長（市川 偉君）** お答えいたします。

ご提案いただきました寒冷紗などの使用につきましては、先日、農業農村支援センターにもご相談をさせていただきましてお話しをさせていただいたところ、日焼け止め等には効果があるということで、他用途にも使えないかということでお話もお伺い

いたしました。その際、低温被害等にはどうかというご提案もさせていただきましたが、そちらにつきましては、逆に温度が上がらないということで、やはり寒冷紗につきましては夏場のみ使用ということになるようでございます。

そのようなことも踏まえまして、今後、関係団体と情報共有に努めまして、今後の支援策を考えてまいりたいと考えます。

以上になります。

**議長（今井 清君）** 芝間教男君。

**5 番（芝間教男君）** 今後の支援策を考えていきたいというところに、私は大いに期待をしていきたいと思っているところであります。

続いて、（3）に移りますが、農業が継続し続けることができる支援体制ということで、お願いをしたいと思っております。

大規模農家への支援策とはいいまして、もう農作業ができないといった皆さんの土地は、今、大規模農家へ代わって農作物を作ってもらおうという集約化が進んでおります。

しかし、その大規模経営の農家や組合も、中身はもう作業をする皆さんの高齢化が進み、もう受入れが限度に来ているというような、頭打ちの状況を私は感じているところであります。

先ほど申し上げました第2期農業振興ビジョンの関係で、「農業者の役割」の部分では、いわゆる家族経営から企業経営体への構造転換、また、市場調査による品目導入・品質改善への取組など新たな挑戦を、本町の条件に合わせて積極的に行うという項目がございました。

これに関しまして、私、再三、町長にも申し上げたことがあるんですが、多面的機能支払交付金等を活用した地域における集団経営農業への推進の考えというものが、一つ例として挙がってくると思うわけでありましたが、これについていかがお考えか——これは課長のほうでよろしいですか。お答えいただきたいと思っております。

**議長（今井 清君）** 市川産業振興課長。

**産業振興課長（市川 偉君）** お答えいたします。

当町においては、水稻経営を中心に大規模化が進んでおります。今後は、経営の安定化を図るため、法人化も必要であると考えますので、大規模経営体については法人化へ向けた支援を行い、担い手の育成にもつなげてまいりたいと考えております。

また、大規模経営体は、先ほど町長も申し上げましたが、地域計画の推進においても中心的な役割となりますので、農地中間管理事業を活用し、農地の集積・集約化の支援にも努めてまいります。

さらに、地域計画の策定は、集落営農の取組に大きく寄与するものであると考えております。

以上になります。

議長（今井 清君） 芝間教男君。

5番（芝間教男君） 付け加えて、多面的機能支払交付金の内容についてお話しをさせていただけますと、農林水産省では、日本の農業を守るということで、最終的にこれだというようなことでこの交付金が出てきたわけでありまして、目指すところは、個人の人たちがどうしようもなくなってきたときに、地域の皆さんが協力し合って、その地域の皆さんで協働の集約的な企業体というような形でまとまってやっていこうじゃないかということを目指しているというのが、この多面的機能支払交付金の目標だと私は認識をしております。

そういう中で、地域の皆さんをまとめて、そして地域のところで活性化をさせていくということが、私はこの交付金を使ったものであると思います。

100%の交付金でありますので、ぜひともこれを立科町全体の中で取り組んでいただく。再三、私、前から申し上げておりますけれども、それぞれの団体に委託するのではなく、立科町として真剣にこれに向き合って、全体的な中で立科町を一本の事業形態としてやっていったらいかかということをや前々から申し上げております。ぜひともご検討をしていただきたく、次の質問に行きたいと思います。

②小規模・兼業農家への支えはと③たてしな屋の活動と地域との連携はとを併せて質問をいたします。

農家は減少傾向が続いております。具体的な支援体制を少しでも早く検討していただきたいと思いますと思うわけですが、小規模でももうかる農業の推進を農協やたてしな屋などの関係機関と協力して模索していく必要があると考えております。町としてどう取り組んでおられるでしょうか。

たてしな屋は、この立科町の土地がもたらす農産物をもっと多くの人に伝えるため、活発な農業振興活動を行っていくことを目的としております。これまでに、ひすいソバ、落花生など、試験栽培等を行っておりますが、特産品の模索は地域の定着につながっているか、まずはそこでお伺いをいたします。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

大型機械作業のできない山間部の小規模な農地等については、農地の集約化が難しく、耕作放棄される傾向が高くなりますので、小規模・家族農家も多様な経営体として重要な役割をなすものと考えます。

農業・農村支援センター、佐久浅間農業協同組合と協力し、付加価値化や単収が高い作物栽培の推奨を図り、減少傾向にある小規模・家族農家の営農意欲の減退による離農の抑制に努めてまいります。

続きまして、株式会社立科町農業振興公社の件でございますが、立科町農業振興公社では、立科産ソバ、落花生の特産化を目指し、栽培を進めております。

ソバ、落花生ともに、生産者の組織形成がなされ、年々栽培面積も拡大しておりま

すので、特産化に向け順調に取組が図られているものと認識しております。

ソバの栽培においては、生産者の事務の効率化を図るため、刈り取りから販売、さらにはコンバインの管理・運營業務を株式会社立科町農業振興公社が請け負っており、地域の生産者との連携強化に努めております。

今後も、地域の担い手の中心的役割をなすことのできる組織として、事業を推進していただきたいと思っております。

以上になります。

**議長（今井 清君）** 芝間教男君。

**5 番（芝間教男君）** たてしな屋についてももう少し深くお伺いしますが、もっともうかる農業、特産品となり得る——今、付加価値というようなところで、加工食品との模索を進められているということでありましたけれども、私はもう一歩まだ不足ではないかなというふうに思っているんです。町と協力しながら、一大特産物として農家に還元して定着させていく、立科ブランドというようなところの部分になるかと思うんですが、そういうところが、私はたてしな屋の本来の目的、地域と連携をして還元できる体制づくりというふうに思っているわけですが、そのところをもう一度お伺いいたしますけれども、もっとブランド、それから一体化した特産物への開発みたいなどころについて、広がりを見せていただきたいと思いますというところがありますが、その部分について、再度、お伺いいたします。

**議長（今井 清君）** 市川産業振興課長。

**産業振興課長（市川 偉君）** お答えいたします。

特産品につきましては、昨年度より落花生等について栽培を進めております。なかなか一度に幾つかの商品というのは難しい面もございますので、今現在、株式会社立科町農業振興公社のほうでも一步一步進めてまいりたいと考えておりますので、今後、年を増すごとに、新たなものも加えまして、生産者の増加に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

**議長（今井 清君）** 芝間教男君。

**5 番（芝間教男君）** 落花生が今例として挙げられておりますけれども、この落花生が立科町のブランドとなるかどうかというところは、やはり私どもも期待と不安を持っているというところでもありますので、たてしな屋についてはこれから期待をしていきたいなと思っております。

続きまして、鳥獣被害対策についてお伺いいたします。

鹿、猿の状況について、その現状についてをお伺いいたします。

特に、近年、猿について、古町のほうまで出てきているということですが、これがりんごの関係になってきますと、もう防ぎようがないような心配があるわけですが、現在の鹿、猿の被害の状況等について、そしてまた、今後の被害対策に



ついてお伺いいたします。

**議長（今井 清君）** 市川産業振興課長。

**産業振興課長（市川 偉君）** お答えいたします。

まず、令和4年度のニホンジカの被害状況については、稲、果樹、野菜の被害が報告されております。

町の猟友会員の高齢化により、ニホンジカの有害鳥獣駆除数は減少傾向にありますので、現在、多数捕獲の方法について研究を進めるとともに、広報等により、新規の有害鳥獣駆除有資格者の確保に努めております。

また、本年度はニホンジカの捕獲頭数の増加に向け、狩猟期間中の銃器による有害鳥獣駆除期間を11月15日から2月15日まで許可することといたしました。

次に、ニホンザルの被害状況については、令和4年8月から、茂田井古町地区において農作物の被害があり、昨年は、豆類、果樹、野菜の被害が報告されております。

本年度は、4月上旬に陣内地籍で目撃されて以降、10月までに古町地区から雨境地籍にかけて目撃情報が寄せられており、4月に中尾美上下地区でジャガイモ、9月には古町地区で大豆、トウモロコシ、りんごの被害が報告されております。

ニホンザルの対策につきましては、おりの設置に向け、地域の住民と協力し、防止対策の現状や農作物被害の状況を把握し、有害鳥獣としての猿の捕獲許可の申請を行い、今年は20頭の捕獲許可を得たところでございます。

以上になります。

**議長（今井 清君）** 芝間教男君。

**5番（芝間教男君）** 猿については、里まで下りてきちゃうともうどうしようもない、防ぎようがないというところから、ぜひとも上のほうで下りてこないような施策を取っていただきたい。猿が、怖い、人里に行くとも怖いもんだというような意識を植え付けていってほしい、そういうふうにするわけでありませぬ。

次に、熊の出没についてお伺いをいたします。

NHKの10月29日の報道で、熊の被害は過去最高ということで、全国で172人の被害、死者も出ております。長野県では1,256件の目撃情報、そして10人の被害が出ております。

また、11月11日午前6時30分なんですけど、立科町八ヶ野に熊が出没したという情報があります。そのような中で、住民に、餌となるものの片付けなどを啓発すべきであると思ひますし、また、万一見かけたり出会ってしまった場合の注意喚起も行うべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

**議長（今井 清君）** 市川産業振興課長。

**産業振興課長（市川 偉君）** お答えいたします。

当町には熊のすみかは確認されておりませぬので、出没する可能性は低いものと思ひますが、八ヶ野地籍において何度か熊の目撃情報が寄せられていることから、警

戒や注意が必要であると考えます。

現在、看板を設置して観光客や登山者に注意を促しておりますが、議員のおっしゃるように、今後は、住民の生活圏に出没した場合の啓発活動への対応も必要になってくることが予想されます。農地では放置果樹の除去、住宅地では生ごみや野菜、果物の残渣処理やガソリンなどの揮発性物質の管理徹底等、人的要因である誘引物の適切な処理・管理について、農業・農村支援センターと協力し、一層の啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上になります。

議長（今井 清君） 芝間教男君。

5番（芝間教男君） 一層の注意啓発をお願いしたいと思います。特に、熊は、先ほど居住地がなかったというような話でありましたけれども、猟友会の組合員さんに聞きますと、大体、熊の1日の行動範囲というのは40キロあるそうです。テリトリーを持たないのが基本だそうなので、さまよっているというようなことが考えられますので、ぜひとも今おっしゃったような啓発活動も行っていただきたい、お願いしたいと思います。

次に、（5）有線放送終了に伴う放送体制についてお伺いいたします。

「たてしなび」で農薬散布等の農家への放送はということで、有償となった場合、農協では、この放送について果樹部会でその経費を持つのか、農協として持っていただけなのか、どこが負担するかはまだ決まっていないというお話でありました。町のところの放送ですので、民間が放送をしていくということでもありますから、それに対して町民のための放送依頼があったときに、減免とか、その規定は決まっているかお伺いいたします。

議長（今井 清君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

立科町行政情報配信システム「たてしなび」の有料広告につきましては、立科町行政情報配信システムにおける有料広告配信取扱要綱を定め、配信料は、広告主が町内の場合1回当たり5,000円、町外は1回当たり1万円と規定し、減免等の規定はございません。

令和6年3月に有線放送業務が終了した後の農薬散布等の配信など、佐久浅間農業協同組合の情報配信につきましては、配信料を含め、現在、佐久浅間農業協同組合と協議中でございます。

以上です。

議長（今井 清君） 芝間教男君。

5番（芝間教男君） 要綱が設けられているということで、さらに協議中ということですので、減免のことについても、ぜひともご検討をお願いしたいと思います。

続きまして、2つ目の質問のほうに移らせていただきます。

立科町の教育の未来ということで、半分、夢を持った将来の話についてお話しをし

ていきたいと思うわけです。

来年度、こども家庭センターができるわけですが、先ほどの質問の中でも同僚議員からありましたけれども、こども家庭センターが設置されます。そのような中で、立科町におきましても、これから子供の、また保護者への支援体制を整えていくということでもあります。

そんな中にありましたけれども、私ども社会文教建設常任委員会では、11月8日、9日に、既に子供の育成の施策に先進的な取組をされている茨城県筑波市並びにつくばみらい市に研修に行ってまいりました。その状況を織り交ぜながら、本日は質問を行っていききたいと思います。

新設されるこども家庭センターについて、先ほど村田議員の質問の回答の中で、小中の子育て、安心して育てられるまちづくり、町長の思いを聞いたわけでありましてけれども、私のほうからは、このセンターを設立したところの経緯の中で、どのような活用をしていくか、町長の手腕が問われるところであると思うわけでありまして。町長はどんな思いを持ってこれを進めていくおつもりなのか、町長の意気込みというか、思いをお伺いいたします。

**議長（今井 清君）** ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

**町長（両角正芳君）** それでは、こども家庭センターに関するご質問でございます。前回、9月の定例会において、今井健児議員さんのご質問にもお答えしておりますので、重複する部分もございますが、ご了承いただきたいと思います。

まず、こども家庭センターの機能につきましては、前の議員さんにもお話ししましたけれども、1つ目については、まず、妊娠、出産及び子育てに関する相談並びに支援を行う子育て世代包括支援センター事業と、2つ目の、主に児童虐待などについて、発生予防から自立支援まで一連の対策の強化を目指すことを目的とした子ども家庭総合支援拠点、これらを併せ、その設立の意義や機能は維持した上で、さらに新たな取組として、支援が必要な子供とその家庭への支援計画、いわゆるサポートプランの作成や関係機関と連携を強化することで、支援の充実を図り、全ての妊産婦、子育て世帯、子供を対象に、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機能を持つものとされております。

この一体的に幅広い機能を有し、連携協力して対応することで、子供・子育て家庭に対するきめ細やかな相談支援の充実につなげ、それによって、安心して妊娠、出産、子育てができる環境を整えてまいりたいと、こういう思いを持って進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（今井 清君） 芝間教男君。

5 番（芝間教男君） 私が町長にお伺いしたかったのは、今、体制のものについて一連のお話を、前も同僚議員からしたところでお答えをいただいたところですが、私は町長の気持の部分だと思うんです。子育てをどういうふうに取り組んでいくかということなんです。

「こどもまんなか」というところが、つくばみらい市のところでお話がありました。子供を真ん中に据えて、しっかりと立科町の子供たちを育てていくという、その意気込みのところについて聞いたかったというところではありますが、思いを持ってという言葉をさっき頂きました。サポートの部分というところが、私は一番大事だというふうに思っておるわけです。

一体としてさらに強化をしていくというところを頂きましたけれども、本当にそれぞれのところがみんなが一緒になって、立科町の子供を育てていくんだという意気込みのところについて、改めて町長のほうでお答えいただければと思いますけれども、お願いいたします。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 先ほどお答えをさせていただいた中で、議員のご質問に答えていなかったのかも分かりません。ですが、やはりこども家庭センターというそのものの性質、そして、今まで、いわゆる福祉関係、あるいはそうでない部分を合わせて、別々でやってきていた支援体制を1つにするという意味の中、と同時に、相談という——今まで相談という部分のところが非常に弱かったんじゃないかなというふうに思います。きめ細やかな子育てをしていくためには、相談体制をしっかりとしていく。それには専門家が必要だということですので、そのところにしっかりとメスが入っていくということかと思えます。

ただ、今、国のほうの一つの流れもまだ完全にはっきりしているわけではないです。ですが、多少見切り発車的なところはありますけれども、令和6年の4月から、当然この体制が整っていかなきゃいけない。そのための組織づくりを、今、令和5年度の中で行っています。

ただ、それが必ずしも人員的に足りるかどうかという部分のところは不安要素もありますけれども、しかし、立科の子供たち、家庭にいるお母さん方が、本当に安心して子育てができる体制、このためには、いろんな組織の問題もそうですけれども、やはり相談体制、これがどのように充実していくか、と同時に、母子家庭との兼ね合いも含めて、しっかりとした体制づくりをしていく。

そのことにおいては、立科町は立科町としての体制をこれからつくっていくことですので、本当の意味の体制はもうしばらくかかるのかなと思いますが、いずれにしても、令和6年の春からスタートするわけですので、それまでにはしっかりとした体制の話ができるかと思えます。

議長（今井 清君） 芝間教男君。

5 番（芝間教男君） だんだん時間もなくなってきました、相談に特に重点を置くということで承知をいたしました。それから、切れ目のない体制をつくっていただけるといふことで、承知をしたところであります。

次に、第二期子ども・子育て支援事業との計画の位置づけについてお伺いします。

妊娠期における相談支援から、18歳までの切れ目のない支援をうたう中で、組織の再編によって何が変わったか、特に、充実した点等についてお伺いをいたします。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えをいたします。

第二期子ども・子育て支援事業計画は、「子どもの最善の利益を考慮し、子どもを産み、育てたい保護者が適切・効果的なサービスを受容でき、子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境づくり」を基本理念に、7つの基本目標を設定し、その中で27の施策を展開することとしております。

各施策の事業実施主体はそれぞれですけれども、全般的に子供の育ちと子育て家庭を支援していくこととしており、現在もこの計画を指針として事業展開しているところでございます。

こども家庭センターの役割もこの計画の中に含まれており、子供・子育て家庭に対するきめ細かな相談支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

組織の再編により何が変わったかという点につきましては、これも前回、9月定例会での今井健児議員のご質問に町長がお答えをしておりますが、まずこの令和5年4月に、それまで教育委員会、こども教育課の所管であった子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が、町民課に移管されました。

その後、10月には、こども家庭センター設置準備のため組織が見直され、併せて出産祝い金など、教育委員会で実施をしていた子育て支援策などについても町民課へ移管となり、集約が図られたところでございます。

現在、令和6年4月のこども家庭センター設置に向けて準備をしているところでございます。

以上です。

議長（今井 清君） 芝間教男君。

5 番（芝間教男君） 承知しました。要は、各施策を一体化して相談に当たっていく、それから充実を図っていくというところで承知をしていくところであります。

続いて、立科町のICT教育の推進についてお伺いをいたします。

私たちの学んだ頃の授業から一番大きく変わったと思うのは、児童生徒一人一人にパソコンを持ってもらい、それによって授業がなされているということです。すごいことだと思います。

先日、社会文教建設常任委員会で、ICT教育の先進地である茨城県筑波市へ、そ

の実践の状況について研修に行っていました。そこでは、数学や国語、社会という授業だけでなく、図工、体育、音楽といった授業、そして筑波スタイルといった独自の授業を展開しているとのことでした。

一例を紹介しますと、マイクロプログラミングというチップを——このぐらいのものですが——使って何ができるかということを生徒・児童がみんな考えているという授業があるそうです。自動的に花に水やりをするプログラムをつくる子もおれば、校長先生の誕生日に教室の戸をあけるとハッピーバースデーの音楽が流れるというプログラムをつくったという子もいるそうです。単にプログラム、パソコンを活用するという勉強をするのではなく、そこに優しさや思いやりの活用ができる教育ということについて、私は感心してきました。

立科町における児童生徒のICT教育の状況は、どんな活用を行い、子供たちを伸ばせる活用ができるでしょうか。この部分について伺いをいたします。

**議長（今井 清君）** 羽場教育次長。

**教育次長（羽場雅敏君）** お答えいたします。

当町では、令和2年度に児童生徒一人一人に1台のパソコンを整備するとともに、併せて授業配信用のカメラ、電子黒板、学習ソフト、プリンター、マイクスピーカー、ルーター、その他関連機器の整備を行い、通常の授業とオンラインによる学習を令和3年度から実施しているところであります。

小学校では、漢字の書き順の習得、社会科の調査、教科書のQRコードの読み取り、生き物の写真撮影、児童会の資料作成等、各種授業で児童がタブレットを活用しております。

中学校では、生徒がノート代わりに生徒自身の意見のまとめ、レポート提出、生徒会のアンケート調査、総合学習のまとめ、授業以外の発表活動等でタブレットを活用しております。

また、授業では、本年度から強化ドリルを導入し、授業後の宿題や自主学習に活用するなど、各種授業でタブレットの活用が進んでおります。体育の授業では、自分の実技の撮影にもタブレットを活用しております。

校外では、児童生徒がタブレットを自宅へ持ち帰り、学校提供の動画視聴、生徒会の資料作成、レポート作成等に活用しております。

議員ご質問のプログラミング教育につきましては、小学校の高学年生、また、中学生の取組が多いようでありまして、現時点では実践事例も少ないようではありますが、貴重な情報提供を頂きましたので、今後の参考にさせていただきます。

以上です。

**議長（今井 清君）** 芝間教男君。

**5番（芝間教男君）** パソコンを使って人間らしさ、それから個性を伸ばすというところ、期待をしております。

続きまして、立科町における風土と歴史を学ぶ学習に学芸員の配置をとということで、これは教育長にお伺いいたします。

筑波市やつくばみらい市では国の先進的な施設がたくさんありますから、それらと連携し、学校の授業に専門の学芸員を連携して事業を行っていると聞いてきました。

専門の知識を持つ学芸員さんに案内をしていただきまして、地質資料館などを伺ってまいりましたが、その熱意たるやすごくて、私たちは思わず日本の地質に、歴史とか、興味がふつふつと湧いたところでもあります。先ほど同僚議員のほうから、シビックプライド、醸成につながるものというふうに考えております。

地域のこういう歴史や風土を学ぶことについて、地元のよさを知り、立科のよさを知り、また立科町にも戻ってくるという気持ちにつながると思うわけではありますが、立科町にもぜひ学芸員さんが欲しいと思うのですが、いかがでしょうか。これは教育長にお伺いをいたします。

**議長（今井 清君）** 小平副町長。

**5番（芝間教男君）** 副町長のほうでよろしいですか。失礼しました。

**副町長（小平春幸君）** 人事のことですので私のほうから答弁させていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

当町では、学芸員の職員採用を計画しておりました。計画し募集をした経過もありますが、現在採用に至っていない状況であります。

学芸員には、当町の文化財の資料の研究・調査、保管、管理などの一翼を担っていただける方を希望しておりますが、先ほど申し上げたとおり、現在のところ採用には至っていない状況であります。

また、当町所蔵の文化財資料の整理業務を委託するというのを今年から始めておりますが、その委託事業の選定条件として、学芸員の資格を持った事業者というのを条件にしまして、今年から学芸員の資格を持った事業者へその事業を委託を始めたところでもあります。

以上です。

**議長（今井 清君）** 芝間教男君。

**5番（芝間教男君）** 委託業者に出すのもよいんですけども、やはり立科町に学芸員がいて、立科町のことを思ってやったださる方が欲しいと、私は思っているわけでありまして。ぜひともお願いいたします。

続いて、（４）妊娠期から18歳までの途切れのない支援とはということで、小中一貫校についてお話しをさせていただきたいと思っております。

筑波市では、小中一貫校として児童生徒が交流することで、子供の連続性の保障を目指しています。共通の目標、指導内容、指導方法の連続性により、その子の学びの状況に合った個性を磨いて、学びの実現をしている、いわゆる小中連携とは違う、小中一貫の貫いた教育の連続性を実現しておりました。

また、そのようなことについて、立科町では行っているのではないかと、将来的には人口減少に伴い小中一貫校の方向が出てくるとは思いますが、その考えについてお伺いいたします。

併せて、時間の関係もありますので、高校生の支援についてもお伺いいたします。

さらに、蓼科高校ポプラアカデミーの活用により、その子に連続してさらに深度を深める教育を目指すことも、私は立科教育の中では可能だと考えております。

立科教育のレベルアップの構想として、そういう部分でも町として持つべきではないかと、ポプラアカデミーを活用するべきではないかと思っております。

高校生に対して、交通の支援については、本来県が行うべきと私も思っておるんですが、前回の同僚議員の中から質問がありまして、ちょっとできないということでありましたが、それ以外にも高校生に対しての何らかの支援が、私は今後必要ではないかというふうに思っております。

そのようなことも含めて、途切れのない支援について、教育長にお伺いをいたします。

**議長（今井 清君）** 塩澤教育長。

**教育長（塩澤勝巳君）** それでは、お答えを申し上げます。

小中一貫教育につきましてでございますけれども、これをやるというには、ここになりますと、当然のことながら、教育課程や、あるいはまた児童生徒の学校生活、併せて先生方の働き方と、検討する事項が多岐にわたるわけでございます。

したがって、他方面から慎重な考察が必要ではないかというふうに考えております。

併せて、保護者の皆様のご意見も交えながら、また、方法論も含めて、熟議の上で総合的に判断してまいりたいというふうに考えております。

それから次に、アカデミー関係と高校支援についてでございますが、公設の学習塾ポプラアカデミーでは、蓼科高校の生徒と、それから蓼科中学校の生徒、この方々が利用を頂いております、主に英語、数学、国語、理科、社会、これらを中心に学んでいただいているところであります。

27年の開校以来、徐々に成果も出てまいりまして、昨年度は有名大学等にも進学できたというような実績が表れておりまして、ぜひ、今後とも多くの生徒の皆さんにご利用を頂きたいなというふうに考えているところであります。

それから、高校生への支援であります。前回もご答弁をさせていただいておりますように、通学費の支援ということも考えておりませんし、その他の特別な支援ということも、現在の段階では考えていないところであります。

**議長（今井 清君）** 芝間教男君、時間になります。まとめてください。

**5番（芝間教男君）** 高校生の支援については少々残念であります。

いずれにせよ、こども家庭センターが来年できるわけですが、本日は立科教



育の未来というところで、ある程度夢を語りながらというところで質問をしてみました。立科町の安心して産み育てられるまちづくり、これの礎、このセンターが拠点となり、ふるさとを思う子供たちの健やかな成長につながることを願いまして、私の一般質問を終わります。

議長（今井 清君） これで、5番、芝間教男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は3時50分からです。

（午後3時40分 休憩）

（午後3時50分 再開）

議長（今井 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告順5番、8番、森澤文王君の発言を許します。

件名は 1. 子ども議会から質問

2. 子ども議会から質問

3. QRコードなどの活用についてです。

質問席から願います。

〈8番 森澤 文王君 登壇〉

8番（森澤文王君） 8番、森澤です。

8番、森澤文王、通告に従い質問いたします。

ちょっとタイトルが同じで申し訳なかったですけども、1、子ども議会から質問。議会が小学6年生と行った子ども議会の中で、屋内プールが欲しいという要望がありました。理由としては、カエルや虫、鳥がプールを泳いでいるということがありました。

町長の考えを問うとしまして、（1）と併せてお答えください。

屋内プールを今後造る考えはあるかです。8月に行われました小学6年生との子ども議会でも我々議員がその答弁をさせていただいたわけですが、私に対応した質問の一つがこちらになります。非常に答えづらい質問と感じまして、「町長に質問してみます」と答弁させていただいたので、今回町長にお聞きするのですが、水泳の授業を楽しみにしている生徒たちにとって、プールにカエルや虫が泳いでいるというのはあまり気持ちのよいものでないというのが伝わってきました。私が子供の頃も同じような状況だったとは記憶しているのですが、コロナ禍を通じて衛生環境、清潔感の概念も大分変わりました。そこで屋内プールの必要性や可能性を考えるのですが、今後の町の長期的な計画の中で、例えば中央公民館の建て替え、先ほどから話いっぱい出ていますけど、小中一貫校というものに屋内プールを混ぜていくというのも可能と考えます。町長のお考えを伺います。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それではお答えをさせていただきます。

立科小学校のプールにつきましては、屋外プールでありますので、議員ご質問のとおり、カエルや虫、鳥等がプールに入ることもございます。学校の屋外プールは水の消毒、いわゆる塩素消毒を行うとともに循環を行っており、混入物は教職員が網ですくって除去をしているというところであります。

また、防犯上の観点から小学校の施設は屋外プール周辺を含め夜間街灯照明をつけておりますので、そのようなこともカエルや虫、鳥等が屋外プールへ入る要因になっているかなというふうに思っております。この点につきましては、立科中学校の屋外プールも同様であるというふうに思います。

なお、屋内プールの新設は、これは長期振興計画や実施計画等にも計画はございません。現時点においては考えておりません。

議長（今井 清君） 森澤文王君。

8 番（森澤文王君） 私も小学生にはそのような流れの答えしかできなかつたというので非常に苦々しい思い出ですが、簡単にできるとも言えず、長期計画がないことも私も存じ上げておりますが、小学生がそう望む気持ち、ここにできれば応えたい。実際は虫だけじゃなくて本当に水泳好きな子が1年中水泳をしたいという純粋な部分があると思うんです。多分そのときの子供たちの意見を総合していきますと、やっぱり町にないものをこういうものを造れば、もっと町が元気になるんじゃないかという心配をしていただいて、いろんなご要望、ご意見、ご提案を頂いたというふうには私は思ったんですけれども、さて、今、町長は計画にございませんとありましたけれども、午前中も別件ですが首長の発言は重たいと、私もそう思います。なので、その重たい口から言ってもらいたいことが多々あるんですけれども、今回のプールということに1個置きますと、先ほど申しましたが、今後まだ話題が出始めで今後固めていくところなんですけれども、中央公民館の建て替えをいかに考えていくのか。先ほど同僚議員からも小中一貫校の話ありましたけれども、町の人口を鑑みて小中一貫校をやっていくのか、ここを考えて、もちろん校舎の老朽化というのもちょっとありますので、遠くない、そんな遠くない将来には方向は出さなきゃいけないだろうと。こういう中で、例えば、中央公民館の建て替えをしましょうなんて話が出てくると、大体、議員から良く話ありますけれども、図書館が欲しいとこんな話が多々出てきますよね。図書館あったらいい、もちろん先人たちのご苦勞のおかげで中央公民館に今図書室ありますが、小中一貫校も造るだろうし、ただ、中央公民館建て替えの中に図書館を入れようとなったら、まあ今考えている範囲では相当小さなものにやってもならざるを得ないが、小

中一貫校もやっていくということを視野に入れたときには、可能かどうかはともかくとして、小学校の図書館と中学校の図書館と中央公民の図書館を合一のものとして、思っている大きなものを造ることは可能だよという夢が語れますね。

そこで町長に語ってほしい夢は、小学校のプールと中学校のプールと町民の健康福祉用のプールを一つにまとめた屋内プールを考えることも可能だよという夢をね、町長、重たい口から語ってもらいたいですよね。今、考えていません、できませんではなくて、私はこういうことをやっていきたいんだというのを屋内プールに引っかけて、図書館のことは答えなくて結構です。プールの件でお答えいただきたいと思いません。

**議長（今井 清君）** 両角町長。

**町長（両角正芳君）** お答えをさせていただきます。

当然ですね、やはり、立科の子供たち、これから立科を担っていただく子供たちの将来を考えますと、やはり現時点の少子化、この問題というのは非常に大きく課題の一つであります。今後、今、議員また前の議員の皆さんからも話出ていますけれども、小中一貫校がいいのかどうかということもね、これもまだある意味、それに必ずしも到達するのかどうかということも分かりません。ですが、明らかに少子化というこの動きというのは人口減少を抑えていくことができたとしても、しかし、これが右肩上がりになっていくということは考えにくいということになりますと、少子化の中で、これからの小中のいわゆる施設、校舎、また施設についてどうしていくのかというのは、確かにもう明日明日当然考えていかなきゃいけない話ではございます。

そのことと屋内プールのお話を絡めていくということは、現時点ではできないと思います。というのは、まず基本的に学校のそういう施設体制をどうするのか、小中をどうしていくのか、そこの議論がされない限り、その前には進まないだろうと私は思っています。

もちろん、これはほかの問題も同じだと思います。ですので、夢は夢として捨ててはおりませんし、その方向で考えてはいきたいと思っていますが、ただ、そのことと、いわゆる今の経済情勢、町の規模、そしてこれからの少子化問題、これらを総合に勘案して、どういう体制がこれからの立科町の将来にわたっていい方向なのかということをしっかり見定めていかなきゃいけないというふうに思いますので、今日の議員の質問に対して、答えはなかなか見出していきませんが、いずれにしても、その方向に対して、いち早く、そういった検討を当然していかなきゃいけない。そのことは重々承知をしております。

**議長（今井 清君）** 森澤文王君。

**8番（森澤文王君）** 思ったよりいい方向のご答弁を頂けちゃったのかなという気はしますが、いろいろ右肩下がりの話がありましたけど、多分寿命は右肩上がりになっていくんだらうなところだと思います。そうすると今後は高齢者の歩行トレーニングをは

はじめとした町民の健康のためのプールというのも一つ考えなければいけないのではないかなと。

実際、東御市のプールに通ってらっしゃる町民の方も結構いらっしゃるんじゃないかなと。子供たちも、どこまでいるか私も存じ上げませんが、競泳ですね、スポーツとして泳ぎたい子たちはブルーマリンとか行っているんじゃないかなとは思いますが、町の財政の規模の問題もあります、わざわざ町外にお金を落とすに行くのもどうかなというのを少しずつこれからも考えていかなきゃいけない。町内で循環させなきゃいけないんじゃないですかということも一つの中にはあります。そういう中で、今回生徒さんから頂きました屋内プールに関しては、若干検討の芽が出たなというところで、この1番目の質問は、(1)はやめておきますね。

それでは、(2)になりますけれども、さっきも若干ご答弁あったんですけども、プールの衛生環境を考えて、ネットを張るなど対策は考えないかということで、この屋内プールが欲しいという話の重要な点は、プールに生き物が入ってしまうということの解決を考えなければならぬというところが重要だと思うんです。今回は新型コロナウイルスがはやったりとかして、皆さんいろいろ気をつけていましたけど、もし鳥インフルエンザだったらどうでしょうか。プールをカモが泳いでいるそうですから何らかの対応をしたのではないのでしょうか。ネットを張るなどの対応が必要と考えますが、町長のお考えはいかがでしょう。

**議長（今井 清君）** 羽場教育次長。

**教育次長（羽場雅敏君）** それじゃ、私のほうからお答えいたします。

学校の屋外プールへのネット張りにつきましては、子ども議会で児童から出された要望であることを承知しております。

小学校の教職員の皆様の意向といたしましては、落ち葉などの対策ができ、プールの掃除の負担が軽減されるとの回答を頂いております。中学校の生徒や教職員の皆様の意向も今後伺っていきたいと考えているところであります。

以上です。

**議長（今井 清君）** 森澤文王君。

**8番（森澤文王君）** 学校の先生の意向まで出てしまうとさすがにもう口が出せない範囲にいろいろ入ってしまったんですけども、先ほども申し上げましたから、ちょっと大分重複するんですけども、コロナ禍を通じて衛生環境、清潔感の概念も大分変わったというのを申し上げましたけども、この清潔感とか衛生環境の概念を今の子供たちに与えたのは、この間のコロナ禍を過ごしてきた我々大人なんですよ。私が子供の頃のプールには虫やカエルがいて、みんな喜んで捕まえていたけどなんて話は今もう関係なくて、友だちとしゃべるのにマスクをしなきゃいけないみたいなことを散々やらせておいて、プールの中に虫やカエルや鳥が泳いだところに入って行って泳げ、あ、水を飲んじゃったなんていうのは、受け入れ難い状態だと思うんです。だから、大人

としての責任は今後果たしていかなければいけないというふうになるとは思ってはいるんです。

ということで、この質問をさせていただきましたが、屋内プールを造れば解決しそうな問題なんですけれども、今望んでいる小学生には、子供のうちにはお目にかかれない話だと思いますので、屋内プールの話はこれから出るかどうかはまだ分かりませんが、こういうことも考えていきながら、子供から子供、小学校の生徒さんから受け取った質問を町長のほうに、行政の皆さんにさせていただきました。

それでは2番目の質問に移ります。

2も子ども議会から質問ということで、小学校6年生と行った子ども議会の中で、町内にごみが捨てられているので、拾う機会を増やしてはどうかというご提案がありました。

町長の考えは、(1)と併せてお答えください。

(1) 現在も町内の各団体や各区で清掃は行われているが、ごみを捨てさせない環境づくりが、大人のしなければならないことと考える。町はどう対応していくのか。

こちらが私が対応した質問です。これも大変答弁に困ったものですが、多分、町長に質問しますと言った気がしますね。私も年に1回から2回はごみ拾いのボランティアに参加させていただいておりますが、ごみは毎回あります。小学生にご心配いただくのも仕方ない状況なのですが、ご提案の清掃作業の回数を増やすのもいいことなんですけれども、先ほども申しましたとおり、大人としてはごみをポイ捨てさせない取組を考えるべきだと思います。立科町を美しく保つための町長のお考えを伺います。

**議長（今井 清君）** ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

**町長（両角正芳君）** 子ども議会からの質問に対して、議員のほうから、また私のほうに質問が来るということ、非常に難儀でありますけれども、いずれにしましても、このごみ捨て問題について答弁をさせていただきます。

子ども議会で、町内にごみが捨てられているので拾う機会を増やしてはどうかというご提案があったということからも、当町では、まだまだ不法投棄がなくなっていないと痛感はしております。特に町の主要幹線道路である国道142号、254号、主要地方道諏訪白樺湖小諸線、県道芦田大屋停車場線等の自動車や人の往来が多いところや、逆に人気の少ない林道や山の中に不法投棄がされる傾向があると思います。

町といたしましても、第5次立科町振興計画や立科町総合戦略に基づき環境美化活動団体への支援、また、不法投棄監視員によるパトロールの実施、それから不法投棄の監視カメラ設置による不法投棄監視体制の強化、そして不法投棄の啓発看板の設置等々を取り組んでおりますし、町民の皆様や地域の事業者の方々にも環境美化やごみ

拾いなども大変ご協力をいただいているところでございます。

このようにご尽力いただいております皆様には心よりお礼を申し上げますとともに、今後も不法投棄がなくなるよう事業を推進してまいります。

なお、詳しい取組等につきましては、この後、担当課長から申し上げますのでお願いいたします。

**議長（今井 清君）** 篠原建設環境課長。

**建設環境課長（篠原英男君）** それでは引き続きお答えをさせていただきます。

先ほどの町長の答弁にもありましたように、町といたしましては、各計画に基づき不法投棄に対する取組を行っております。

現在行っている取組をご紹介しますと、計画にもございます不法投棄監視員のパトロール、監視カメラや啓発看板の設置による不法投棄をさせない環境づくりや、たてしなふれ愛園へ道路清掃委託事業、環境衛生指導員の皆様のご協力による各分館での美化活動、白樺高原を美しくする会や立科町社会福祉協議会の皆様によるごみ拾いボランティア、立科町建設業連合会の皆様による歩道路肩清掃、立科町の美化に努めるとともに、自然愛護、郷土を愛する気持ちを一層高め、3校、これは蓼科高校、中学校、小学校ですが、の児童生徒が縦割りと同じ作業に関わることで交流を深めることを目的として始まった3校清掃など、様々な取組が行われております。

このように、とてもよい事業や取組がございますので、町といたしましては引き続き事業を実施及び取組の支援を推進することで、環境意識の向上や生活環境の維持をしてまいりたいと考えております。

また、不法投棄をしようと考えている人に、立科町では不法投棄をしにくい、不法投棄は悪いことだという意識が芽生えるよう努めてまいりたいと考えております。

以上になります。

**議長（今井 清君）** 森澤文王君。

**8番（森澤文王君）** 私も子ども議会で唐突の質問に、今、課長から説明いただいたような各団体全部入れたらすごくよかったんですが、非常にしどろもどろになって大変だったんですが、やっぱり根本的にはごみを捨てさせないということで、不法投棄の関係はだんだんうまくいっているとは思うんですけども、やっぱり道端のいわゆるコンビニのごみですね。こればかりはもう、恐らく町内の人で窓から捨てている人ほぼ、車の窓から捨てている人ほぼいないと思うんです。自分たちも区で清掃したりもしますからね。なので、これは今後も私たちも研究としていかなければいけないことですので、これ以上はどうするんだということは追求せずに、みんなでごみを捨てさせないまちづくりをしていきたいと思いますということで、この件を終わりにしたいと思いますが、子ども議会から質問を2つ上げさせていただきましたけども、私個人的には町長にご答弁、生で頂いたほうがよかったのかなと。そうしたら、子供たちもきつとうれしかったでしょうし、ここにいるおじさんが一生懸命しゃべっていても町長の心には訴え

かけてくるものは伝わらない気はしますので、町長に答弁していただけるようにしてもらおうといいかなと。だから今後は町側で、これはもう私の個人的な意見ですが、立科町の教育の一環として、町長とやり取りができる子ども議会をやらせてもらえたら幸いです。

では、この質問を終わらして、次の質問に移ります。

QRコードなどの活用について、社会文教建設常任委員会で、つくばみらい市の子育て支援の視察研修に行ったなかで、QRコードを上手く活用していた。当町でも行うべきと感じた。町の考えはと。

(1) と併せてお答えください。

町の配布物にQRコードのさらなる活用をするべきではないか。

つくばみらい市に子育て支援の関係で視察に行かせていただいたのですが、取組はもちろん素晴らしいものだったのですが、パンフレットにQRコードがふんだんに使われていて、非常に利用者思いに作られていて、私はかなり感動しました。よく細部に神が宿るなんてという表現がありますけど、そういうものを感じました。要するにお子さんを片手で抱っこした状態からパンフレットにある利用したい施設のQRコードをスマートフォンで読み込むとワンタッチで電話できる。片手でミスなく電話ができるということです。よく考えられると思いませんか。ちなみに各施設のインスタグラムのページもQRコードから飛べるようにしているので、その施設の様子、雰囲気もアップされている写真から、その雰囲気が知ることができると。

当町も行うべきと感じましたが、町長のお考えはいかがでしょうか。

**議長（今井 清君）** ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

**町長（両角正芳君）** それではお答えをさせていただきます。

QRコードにつきましては、スマートフォン等でコードを読み取ることによりスマートフォンの通信が自動的に切り替わり、知りたい情報をすぐに知ることができます。検索してもなかなかたどり着かない情報がある中で、一瞬で画面が切り替わり、とても便利であると感じております。

QRコードは大容量の情報を小さなコードで表現できるため、小さなスペースでの表示が可能であり、360度どこからでも読み取れ、汚れや破損にも強いと言われております。

町の配布物の代表格である広報たてしなでは最近QRコードを活用するケースが多くなり、特に9月号では14、10月号では11のQRコードを掲載し、関係するウェブページや講演会の参加申込み等については、長野電子申請サービスの申込みフォーム等に直接つながるなど、各職員が町民の皆さんの利便性の向上を意識してQRコード

を活用しております。

基本的には、私もQRコードの活用については賛成で、必要に応じ町の配布物に掲載し活用することを推進していきたいと考えております。しかしながら、全ての町民の皆さんがスマートフォン等を持っていない状況の中で、配布物の対象となる年代にも異なりますが、広報等では、内容等はこれまでとおり詳細に記載し、補足する形でQRコードを活用するなど配慮が必要だということも考えております。

以上であります。

議長（今井 清君） 森澤文王君。

8番（森澤文王君） 予想以上にいい答弁を頂いてしまったんで、これ以上申し上げることもなくなってしまうんですけども、行政が発行する、我々議会も議会だよりを出していますけれども、QRコードがあるからいいでしょうということにはならないので、詳細な情報は全て載せなければいけないのは、あとまだ数年は続くんじゃないかと思うので、町長も前向きに考えてらっしゃることなので、これ以上つべこべ言うのはやめて、（2）に行きます。

（2）実は便利にできているスマートフォンアプリの「たてしなび」の活用をどうしていくのかと。

先ほどの質問しておいて何なんですけども、「たてしなび」のスマートフォンアプリ版が実はかなり便利でして、広報たてしなをダウンロードすると表示されている電話番号やホームページはアドレスをタッチするだけでスマートフォンで見れてしまうということですのでごく便利なんですけれども、役場の組織表もアプリの中でダウンロードして見ることはできますが、0267の市外局番を省略して表示されているものは電話をかけることができません。今回質問している活用というのは便利なものにつながっていくのだからベースになるものも考えてつくらなければいけないということも含まれます。全世帯にタブレット端末を配ったその後はスマートフォンアプリの活用を考えていくべきだと思います。町長のお考えを伺います。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

立科町行政情報配信システム、この「たてしなび」につきましては、町内全世帯を対象にタブレット端末を無償貸与するとともに、個人所有のスマートフォン等にアプリをインストールすることによりまして、町からの行政情報や防災情報等の情報伝達手段の確保を図ることを目的に、昨年度整備を行っております。

ご質問のスマートフォンアプリの活用につきましては、担当課長よりこの後申し上げます。

議長（今井 清君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

「たてしなび」のスマートフォンアプリ版で、一般的な機種では、広報たてしなを



ダウンロードし表示されている画面のURLをタップするとウェブページ等が見られ、電話番号をタップすると電話をかけられますが、これを利用して電話をかけることをそれほど想定しておりませんでした。しかし、議員さんの先ほどの質問等で必要性を感じておりますので、今後は広報たてしな等の電話番号に市外局番も記載することを検討していきたいと考えております。

スマートフォンアプリのユーザー数は11月22日現在で955件ございますが、将来的なタブレット端末の更新時に、可能な方にはタブレット端末からスマートフォンアプリ等に切り替えていただくようお願いをする予定でおりますので、今からスマートフォンアプリのユーザー数を増やしていきたいと考えております。

スマートフォンアプリの場合、スマートフォンを持っていれば、どこにいても情報を確認でき、特にお悔やみ等の情報は時間、場所を再確認できてよいとご意見を頂いております。

このような特性も紹介し、スマートフォンアプリ版の推進を図りたいと考えております。

加えてスマートフォンアプリ版もタブレット端末版も同じシステムでありますので、極端なシステムの変更はできませんが、スマートフォンアプリの利便性を高める方法も研究していきたいと考えております。

以上です。

議長（今井 清君） 森澤文王君。

8番（森澤文王君） せっかくもらったばかりの、貸与か、タブレットを全世帯に頂いたけど、意外とスマートフォンが便利というところで私もびっくりしているところなんですけれども、今後も研究するという話もありますし、何しろ始まったばかりのことですから、まだいろいろと不具合というか、便利かなと思ったら、先ほどご説明ありましたか、市外局番ないから電話かけられないもありましたけど、せっかく載っているQRコードをタップしてもそこはつながらないんですね。電話とURLはつながるけれどもということですので、今後もまだまだ改善の余地もあるであろうと。

あと、ごみの分別ですね。ごみの分別。ワード検索でアプリの中のごみのコーナーの中でごみの分別検索みたいな項目があつて入っていきますと、品目を入れるとどういふふうに捨てるかが出てくるんですが、意外と品目が追いついていないようで、私も家にクリーニングでハンガー、プラスチックのハンガーがすごいたまっているんで、これ何で捨てるんだっけなと思っておもむろに検索しましたと、ハンガーで引っかからない。プラスチックハンガーで引っかからないから。ハンガーでは引っかかってこないの、分からないわけですね。せっかく検索機能があるのに、そこが広がっていないと、せっかくあるものはもったいないので、どんどん改良していってもらいたいのですが、とはいえ始まったばかりのタブレットをね、スマートフォンでも見れますけども、タブレットの画面大きくて見やすいので、便利さをどんどん町側でも浸

透していただければいけませんし、先ほども広報に0267をつけるとかありますけども、便利になるというのは用意する側からすると非常に不便なことで、あれこれ気を使って元になるデータを作っていただかなければいけないので大変ご苦労なこととは思いますが、デジタルの社会というのはどんどんすごい勢いで流れていくので、この辺はどんどんやっていただくしかないのかなと思いますけども、これも、町長、割といいご答弁頂いているので、これ以上言ってよくない反応をもらってももったいないので、これも次に行きます。

はい、というわけで、(3) これで一例として消防団の管理している小型ポンプのメンテナンスや使い方をQRコードで動画で見られるようにして活動を助けることを考えないかということです。

11月の火災予防週間でのことでしたが、小型ポンプのメンテナンスといいますか、冬自宅で不凍液を入れる作業をしたのですが、班長がマニュアルを見ながら、一つ一つ確認しながら慎重に作業していただいているんですけども、その姿を見て若い団員のほうから、QRコードで動画を見れるようにしてくれればいいのにと、ぱっと言ったんですね。まさにそれです。小型ポンプの使い方、メンテナンス動画を作って、QRコードで作っておいて、それをポンプにシール貼り付けてスマートフォンですぐに動画を見れて、間違った操作を防ぐ。これ大切なことじゃありませんか。町長、お考えをお願いします。

**議長（今井 清君）** 両角町長。

**町長（両角正芳君）** じゃあ、お答えをさせていただきます。

有事の際はもちろんでありますが、町民の安心・安全な生活を支えていただいております町消防団員の皆様には、平常時におきましても、広報活動をはじめ技術の向上、知識の習得、地域の行事など積極的に活動いただいております。ご承知のように、消防団員の人員確保は全国的な課題と捉え、様々な処遇改善策や負担の軽減に努めているところであります。このような背景からも議員ご提案のQRコードの活用につきましては、前向きな検討してまいりたいというふうに考えております。

現在におきましても、分団によっては、小型ポンプ製造元が配信しているユーチューブを視聴し、ポンプ操法やメンテナンスにつなげているとお聞きをしておりますので、そういった情報も含め団員の負担軽減や不安の解消、そして技術の向上につなげていければと思っているところであります。

以上であります。

**議長（今井 清君）** 森澤文王君。

**8番（森澤文王君）** 今日は非常にいいご答弁を頂いていて、質問をすることがどんどんなくなっていきますけれども、消防団、ボランティアでみんな出ているようなものですので、その日のメンテナンスの作業に機械班長が来て、こうやってやるんだよって指導できればいいんですが、皆さん仕事をお持ちですので、忙しくて来れないことも

多々ある中で、動画で町側がちゃんと作ったサイトでフォローしてあげるといふことをすると機械を壊すこともないですし、年に一度の作業ですから忘れてしまうこともありますし、何しろ便利になると何が不便かという私たちも脳みそ使わなくなる部分が出てきますよね。今暗記してしゃべれる電話番号何件ありますかという自分の電話番号もおぼつかないというのが現代でございますので、我々が暮らしやすい社会がデジタルで支えられていくのならば、このQRコードをどんどん活用していただいて、町長から前向きに検討したいというありがたいお言葉を頂いてしまいましたので、私これ以上質問することは、本日はもうございません。よって、私の一般質問をこれで終了いたします。

**議長（今井 清君）** これで、8番、森澤文王君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後4時26分 散会）